

**【表紙】**

**【提出書類】** 有価証券届出書の訂正届出書

**【提出先】** 関東財務局長

**【提出日】** 平成26年1月31日

**【発行者名】** HSBC マネジメント(ガーンジー)リミテッド  
(HSBC Management (Guernsey) Limited)

**【代表者の役職氏名】** ビジネス・マネジメント・ヘッド ケイト・チャールズ  
(Kate Charles)

**【本店の所在の場所】** チャネル諸島、GY1 3NF、ガーンジー、  
セント・ピーター・ポート、  
セント・ジュリアンズ・アベニュー、アーノルド・ハウス  
(Arnold House, St. Julian's Avenue, St. Peter Port, Guernsey  
GY1 3NF, Channel Islands)

**【代理人の氏名又は名称】** 弁護士 中野春芽  
弁護士 十枝美紀子

**【代理人の住所又は所在地】** 東京都千代田区丸の内二丁目6番1号  
丸の内パークビルディング  
森・濱田松本法律事務所

**【事務連絡者氏名】** 弁護士 中野春芽  
弁護士 十枝美紀子

**【連絡場所】** 東京都千代田区丸の内二丁目6番1号  
丸の内パークビルディング  
森・濱田松本法律事務所

**【電話番号】** 03(6212)8316

**【届出の対象とした募集(売出)外国投資信託受益証券に係るファンドの名称】**  
HSBC ポートフォリオ・セレクション・ファンド  
(HSBC Portfolio Selection Fund)

**【届出の対象とした募集(売出)外国投資信託受益証券の金額】**

- ( ) HSBC マルチ・アドバイザー・アービトラージ・ファンド  
米ドル・クラス受益証券について、5億米ドル(512億1,000万円)を上限額とする。
- ( ) HSBC GH ファンド  
米ドル・クラス受益証券について、5億米ドル(512億1,000万円)を上限額とする。  
ユーロ・ヘッジ・クラス受益証券について、5億ユーロ(697億3,000万円)を上限額とする。

(注) 米ドルおよびユーロの円貨換算は、便宜上、平成25年11月末日現在の株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客用電信売買相場の仲値(1米ドル=102.42円および1ユーロ=139.46円)による。

**【縦覧に供する場所】** 該当事項なし

## 1 【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

平成26年1月31日に半期報告書を提出いたしましたので、平成25年10月31日に提出した有価証券届出書（以下「原届出書」といいます。）の関係情報を新たな情報により訂正するため、また、原届出書の記載事項のうち一部の事項に訂正の必要が生じたのでこれを訂正するため、本訂正届出書を提出するものです。

なお、本訂正届出書の記載事項のうち外貨数字の円換算については、直近の為替レートを用いておりますので、訂正前の換算レートとは異なっております。

## 2 【訂正の内容】

## ( 1 ) 半期報告書の提出に伴う原届出書の訂正

半期報告書を提出したことによる原届出書の訂正内容は、下記のとおりです。

原届出書の下記事項については、半期報告書の記載内容\*と同一内容に更新または追加されます。

原届出書		半期報告書		訂正の方法
第二部 ファンド情報 第1 ファンドの状況 1 ファンドの性格 (3) ファンドの仕組み 管理会社の概要	資本金の額	4 管理会社の概況	(1) 資本金の額	更新
5 運用状況	(1) 投資状況	1 ファンドの運用状況	(1) 投資状況 資産別および地域別の投資状況	更新
	(2) 投資資産		(1) 投資状況 投資資産	更新
	(3) 運用実績		(2) 運用実績	追加
	(4) 販売及び買戻しの実績	2 販売及び買戻しの実績		追加
第3 ファンドの経理状況 1 財務諸表		3 ファンドの経理状況		追加
第三部 特別情報 第1 管理会社の概況 1 管理会社の概況	(1) 資本金の額	4 管理会社の概況	(1) 資本金の額	更新
2 事業の内容及び営業の概況	(2) 事業の内容及び営業の状況		更新	
5 その他	(3) その他		追加	

\* 半期報告書の記載内容は、以下のとおりです。（「5 管理会社の経理の概況」は、訂正内容に該当しないため省略します。）

[次へ](#)

## 1 ファンドの運用状況

HSBC ポートフォリオ・セレクション・ファンド(HSBC Portfolio Selection Fund)(以下「セレクション・ファンド」という。)の各ファンド(HSBC マルチ・アドバイザー・アービトラージ・ファンドおよびHSBC GHファンド)の運用状況は、以下の通りである。

## (1) 投資状況

資産別および地域別の投資状況

## ( )HSBC マルチ・アドバイザー・アービトラージ・ファンド

(平成25年11月末日現在)

資産の種類	国名	時価合計(米ドル)	投資比率(%)
投資信託	ケイマン諸島	29,964,501.42	89.79
	ヴァージン諸島	3,421,877.00	10.25
	小計	33,386,378.42	100.04
現金その他の資産(負債控除後)		- 14,900.45	- 0.04
合 計(純資産総額)		33,371,477.97 (3,418百万円)	100.00

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいう。以下同じ。

## ( )HSBC GH ファンド

(平成25年11月末日現在)

資産の種類	国名	時価合計(米ドル)	投資比率(%)
投資信託	ケイマン諸島	409,939,251.61	90.99
	バーミューダ	29,835,474.99	6.62
	アイルランド	22,977,856.73	5.10
	ヴァージン諸島	20,575,573.84	4.57
	小計	483,328,157.16	107.28
現金その他の資産(負債控除後)		- 32,807,646.37	- 7.28
合 計(純資産総額)		450,520,510.79 (46,142百万円)	100.00

## 投資資産

## (イ) 投資有価証券の主要銘柄

## ( ) HSBC マルチ・アドバイザー・アービトラージ・ファンド

(平成25年11月末日現在)

順位	銘柄	国名	種類	保有株数 (株)	取得原価(米ドル)		時価(米ドル)		投資 比率 (%)
					単価	金額	単価	金額	
1	Two Sigma Spectrum Cayman Fund, Ltd.	ケイマン諸島	投資信託	464.20	6,295.64	2,922,433.80	7,134.76	3,311,953.64	9.92
2	BlueCrest Capital International Limited	ケイマン諸島	投資信託	7,081.45	285.94	2,024,903.21	299.61	2,121,672.07	6.36
3	A.R.T. International Investors	ヴァージン諸島	投資信託	953.89	1,812.12	1,728,573.04	2,157.77	2,058,282.21	6.17
4	OZ Overseas Fund II, Ltd.	ケイマン諸島	投資信託	1,971.60	981.26	1,934,661.32	1,037.15	2,044,837.24	6.13
5	Brevan Howard Credit Catalysts	ケイマン諸島	投資信託	11,685.80	138.09	1,613,694.20	173.08	2,022,579.00	6.06
6	Macquarie Asian Alpha Fund	ケイマン諸島	投資信託	1,095.27	1,564.85	1,713,926.71	1,815.94	1,988,941.55	5.96
7	Prologue Fund	ケイマン諸島	投資信託	1,006.98	1,826.11	1,838,869.77	1,919.81	1,933,219.69	5.79
8	KLS Diversified Fund, Ltd.	ケイマン諸島	投資信託	1,242.04	1,501.54	1,864,975.25	1,525.12	1,894,270.61	5.68
9	Pine River Fund Ltd.	ケイマン諸島	投資信託	1,910.29	1,000.00	1,910,288.27	990.68	1,892,477.24	5.67
10	BlackRock Eos Fund	ケイマン諸島	投資信託	1,301.48	1,345.47	1,751,097.58	1,433.57	1,865,760.68	5.59
11	Pan Asia Opportunities Offshore Fund Ltd.	ケイマン諸島	投資信託	1,460.48	1,126.98	1,645,927.21	1,192.03	1,740,936.92	5.22
12	Claren Road Credit Fund, Ltd.	ケイマン諸島	投資信託	1,069.66	1,529.25	1,635,786.72	1,611.78	1,724,064.32	5.17
13	Two Sigma Eclipse Cayman Fund, Ltd	ケイマン諸島	投資信託	464.20	1,802.09	836,535.06	3,671.79	1,704,454.92	5.11
14	GSA Capital International Fund Limited	ケイマン諸島	投資信託	9,350.71	170.24	1,591,906.89	179.61	1,679,487.02	5.03
15	BTG Pactual GEO Fund Ltd	ケイマン諸島	投資信託	1,655.58	1,000.00	1,655,583.17	1,003.50	1,661,377.71	4.98
16	AG Super Fund International Ltd.	ヴァージン諸島	投資信託	869.20	1,002.58	871,447.42	1,568.79	1,363,594.79	4.09
17	PDT Fusion Offshore Fund, Ltd.	ケイマン諸島	投資信託	11,939.30	100.00	1,193,930.17	92.12	1,099,833.16	3.30
18	Segantii AP Equity Multi-Strategy	ケイマン諸島	投資信託	4,196.85	227.59	955,144.14	222.59	934,187.20	2.80
19	OZ Europe Overseas Fund, Ltd.	ケイマン諸島	投資信託	471.17	908.79	428,194.62	417.00	196,477.14	0.59
20	HB Multi-Strategy Holdings, Ltd.	ケイマン諸島	投資信託	1.42	59,167.83	84,036.03	97,363.96	138,285.97	0.41
21	Senrigan SPV Feeder Fund	ケイマン諸島	投資信託	28.55	999.97	28,553.10	339.19	9,685.34	0.03

## ( ) HSBC GH ファンド

(平成25年11月末日現在)

順位	銘柄	国名	種類	保有株数 (株)	取得原価(米ドル)		時価(米ドル)		投資 比率 (%)
					単価	金額	単価	金額	
1	D.E. Shaw Oculus Intl Fund L.P.	ケイマン諸島	投資信託	0.27	50,174,092.62	13,514,346.69	126,345,658.87	34,031,089.51	7.55
2	Brevan Howard Fund Limited	ケイマン諸島	投資信託	117,391.59	170.05	19,962,317.20	285.12	33,470,582.08	7.43
3	BTG Pactual Global Emerging Markets and Macro Fund	ケイマン諸島	投資信託	16,210.97	1,751.45	28,392,655.72	2,017.33	32,702,944.26	7.26
4	Lansdowne Developed Markets Fund Limited	ケイマン諸島	投資信託	59,680.24	263.08	15,700,504.53	526.73	31,435,350.79	6.98
5	Third Point Offshore Fund, Ltd.	ケイマン諸島	投資信託	100,356.87	250.79	25,168,961.61	305.83	30,692,148.77	6.81
6	Tudor BVI Global Fund Ltd.	ケイマン諸島	投資信託	409.76	56,847.69	23,293,633.24	70,767.21	28,997,225.96	6.44
7	CQS Directional Opportunities Feeder Fund Limited	ケイマン諸島	投資信託	5,432.10	3,249.52	17,651,741.92	4,546.33	24,696,113.49	5.48
8	Two Sigma Spectrum Cayman Fund, Ltd.	ケイマン諸島	投資信託	10,179.47	1,930.95	19,656,088.82	2,264.80	23,054,463.96	5.12
9	Marshall Wace Funds plc - MW Eureka Fund	アイルランド	投資信託	98,572.27	183.08	18,046,389.70	233.11	22,977,856.73	5.10
10	Visium Balanced Offshore Fund, Ltd.	ケイマン諸島	投資信託	9,261.77	1,420.60	13,157,228.77	2,304.61	21,344,759.94	4.74
11	Halcyon Offshore Asset-Backed Value Fund Ltd.	ケイマン諸島	投資信託	10,114.39	1,402.75	14,187,964.26	2,086.94	21,108,094.13	4.69
12	Claren Road Credit Opportunities	ケイマン諸島	投資信託	17,457.16	1,159.35	20,239,040.11	1,188.06	20,740,165.69	4.60
13	Winton Futures Fund Ltd	ヴァージン諸島	投資信託	22,260.04	770.20	17,144,773.43	894.56	19,912,907.77	4.42
14	Tyrus Capital Event Fund	ケイマン諸島	投資信託	139,539.79	104.10	14,525,825.70	140.60	19,619,740.87	4.35
15	Elliott International Ltd.	ケイマン諸島	投資信託	19,474.10	720.94	14,039,588.41	983.35	19,149,805.43	4.25
16	Pinpoint China Fund	ケイマン諸島	投資信託	22,424.56	619.64	13,895,152.51	754.27	16,914,187.16	3.75
17	Tewksbury Investment Fund Ltd.	バーミューダ	投資信託	2,912.34	5,780.35	16,834,318.75	5,746.26	16,735,059.10	3.71
18	Dymon Asia Macro Fund	ケイマン諸島	投資信託	10,825.60	1,412.35	15,289,582.27	1,496.29	16,198,242.67	3.60
19	BlueTrend Fund Limited	ケイマン諸島	投資信託	51,104.00	254.87	13,024,934.70	265.94	13,590,821.54	3.02
20	Citadel Kensington Global Strategies Fund, Ltd.	バーミューダ	投資信託	12,923.53	1,000.40	12,928,756.80	1,013.69	13,100,415.89	2.91
21	S.A.C. Capital International, Ltd.	ケイマン諸島	投資信託	101,444.80	100.00	10,144,480.05	116.30	11,797,543.45	2.62
22	Pershing Square International, Ltd.	ケイマン諸島	投資信託	3,347.26	1,448.44	4,848,283.80	1,919.63	6,425,477.22	1.43
23	OZ Overseas Fund, Ltd.	ケイマン諸島	投資信託	1,012.15	1,219.20	1,234,016.34	1,050.43	1,063,190.11	0.24
24	GLG Emerging Markets Growth Fund	ケイマン諸島	投資信託	12,165.81	100.00	1,216,580.77	64.23	781,409.83	0.17
25	Strategic Value Restructuring Fund, Ltd.	ケイマン諸島	投資信託	11,930.15	103.20	1,231,242.70	59.91	714,733.80	0.16
26	Caxton Global Investments Ltd	ヴァージン諸島	投資信託	22,678.51	42.96	974,228.46	29.22	662,666.07	0.15
27	SVRF (Offshore) Holdings Ltd.	ケイマン諸島	投資信託	4,898.81	99.69	488,339.98	108.55	531,765.81	0.12
28	OZ Europe Overseas Fund, Ltd.	ケイマン諸島	投資信託	1,178.55	899.96	1,060,655.80	387.47	456,654.04	0.10
29	HB Multi-Strategy Holdings, Ltd.	ケイマン諸島	投資信託	3.61	45,585.48	164,506.10	97,363.15	351,358.23	0.08
30	Drawbridge Global Macro Fund Ltd	ケイマン諸島	投資信託	54.92	642.58	35,289.63	1,299.79	71,382.88	0.02

## (口) 投資不動産物件

平成25年11月末日現在、該当事項なし。

## (八) その他投資資産の主要なもの

平成25年11月末日現在、該当事項なし。

## ( 2 ) 運用実績

## 純資産の推移

平成25年11月末日までの1年間における各月末の各ファンドの純資産の推移は、次の通りである。

## ( ) HSBC マルチ・アドバイザー・アービトラージ・ファンド

(米ドル・クラス受益証券)

	純資産総額		一口当たり純資産価格	
	千米ドル	百万円	米ドル	円
平成24年12月末日	63,602	6,514	200.63	20,549
平成25年1月末日	42,950	4,399	203.94	20,888
2月末日	43,231	4,428	205.28	21,025
3月末日	43,281	4,433	206.27	21,126
4月末日	39,493	4,045	207.67	21,270
5月末日	39,461	4,042	206.91	21,192
6月末日	39,461	4,042	206.80	21,180
7月末日	36,609	3,750	206.62	21,162
8月末日	36,533	3,742	206.20	21,119
9月末日	36,643	3,753	206.82	21,183
10月末日	33,948	3,477	208.48	21,353
11月末日	33,371	3,418	209.91	21,499

( ) HSBC GH ファンド

(米ドル・クラス受益証券およびユーロ・ヘッジ・クラス受益証券)

	純資産総額		一口当たり純資産価格		
	千米ドル	百万円	クラス	米ドル/ユーロ	円
平成24年12月末日	663,893	67,996	米ドル	291.84米ドル	29,890
			ユーロ・ヘッジ	128.74ユーロ	17,954
平成25年1月末日	644,333	65,993	米ドル	298.86米ドル	30,609
			ユーロ・ヘッジ	131.96ユーロ	18,403
2月末日	622,146	63,720	米ドル	299.74米ドル	30,699
			ユーロ・ヘッジ	132.44ユーロ	18,470
3月末日	602,071	61,664	米ドル	302.79米ドル	31,012
			ユーロ・ヘッジ	133.80ユーロ	18,660
4月末日	544,412	55,759	米ドル	306.74米ドル	31,416
			ユーロ・ヘッジ	135.45ユーロ	18,890
5月末日	522,802	53,545	米ドル	309.52米ドル	31,701
			ユーロ・ヘッジ	136.65ユーロ	19,057
6月末日	510,327	52,268	米ドル	305.10米ドル	31,248
			ユーロ・ヘッジ	134.67ユーロ	18,781
7月末日	509,164	52,149	米ドル	305.51米ドル	31,290
			ユーロ・ヘッジ	134.85ユーロ	18,806
8月末日	457,299	46,837	米ドル	302.69米ドル	31,002
			ユーロ・ヘッジ	133.57ユーロ	18,628
9月末日	460,304	47,144	米ドル	306.18米ドル	31,359
			ユーロ・ヘッジ	135.09ユーロ	18,840
10月末日	467,422	47,873	米ドル	310.26米ドル	31,777
			ユーロ・ヘッジ	136.81ユーロ	19,080
11月末日	450,521	46,142	米ドル	314.06米ドル	32,166
			ユーロ・ヘッジ	138.37ユーロ	19,297

## &lt; 参考情報 &gt;

## 純資産総額および受益証券1口当たり純資産価格の推移

HSBC マルチ・アドバイザー・アービトラージ・ファンド(米ドル・クラス)  
(1995年6月15日から2013年11月30日まで)HSBC GHファンド(米ドル・クラス)  
(1996年6月13日から2013年11月30日まで)HSBC GHファンド(ユーロ・ヘッジ・クラス)  
(2004年3月31日から2013年11月30日まで)



## 分配の推移

該当事項なし。

## 収益率の推移

( )HSBC マルチ・アドバイザー・アービトラージ・ファンド

(米ドル・クラス受益証券)

	平成24年11月末日現在の 一口当たり純資産価格 (米ドル)	平成25年11月末日現在の 一口当たり純資産価格 (米ドル)	収益率(%)
平成24年12月1日～ 平成25年11月末日	200.76	209.91	4.56

(注) 収益率(%) =  $100 \times (a - b) / b$ 

a = 平成25年11月末日現在の受益証券一口当たり純資産価格(当該期間の分配金の合計額を加えた額)

b = 平成24年11月末日現在の受益証券一口当たり純資産価格(分配落の額)

以下同じ。

( )HSBC GH ファンド

(米ドル・クラス受益証券)

	平成24年11月末日現在の 一口当たり純資産価格 (米ドル)	平成25年11月末日現在の 一口当たり純資産価格 (米ドル)	収益率(%)
平成24年12月1日～ 平成25年11月末日	286.89	314.06	9.47

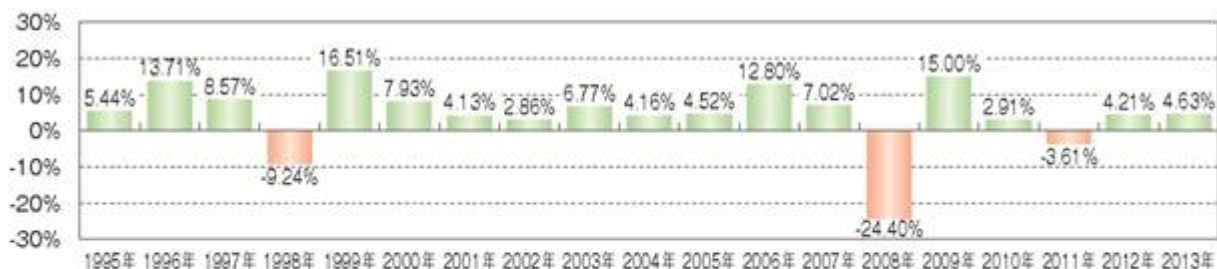
(ユーロ・ヘッジ・クラス受益証券)

	平成24年11月末日現在の 一口当たり純資産価格 (ユーロ)	平成25年11月末日現在の 一口当たり純資産価格 (ユーロ)	収益率(%)
平成24年12月1日～ 平成25年11月末日	126.68	138.37	9.23

## &lt; 参考情報 &gt;

## 年間収益率の推移

## HSBC マルチ・アドバイザー・アービトラージ・ファンド(米ドル・クラス)



(注1) 収益率(%)=100×(a-b)÷b

a=各暦年末の受益証券一口当たり純資産価格

ただし、2013年については、2013年11月30日の受益証券一口当たり純資産価格

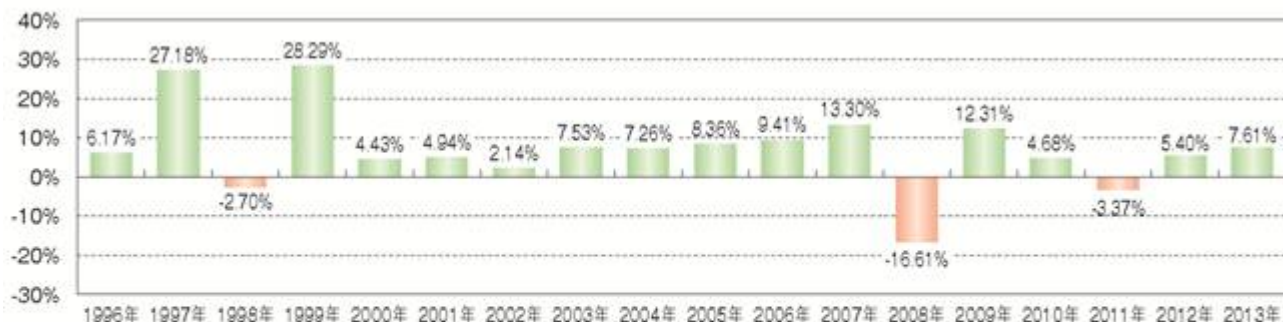
b=当該各暦年の直前の暦年末の受益証券一口当たり純資産価格

ただし、1995年については、当初申込期間の申込価格(100米ドル)

(注2) 1995年については、運用開始日(1995年6月15日)から1995年12月31日までの収益率です。

2013年については、2013年1月1日から2013年11月30日までの収益率です。

## HSBC GHファンド(米ドル・クラス)



(注1) 収益率(%)=100×(a-b)÷b

a=各暦年末の受益証券一口当たり純資産価格

ただし、2013年については、2013年11月30日の受益証券一口当たり純資産価格

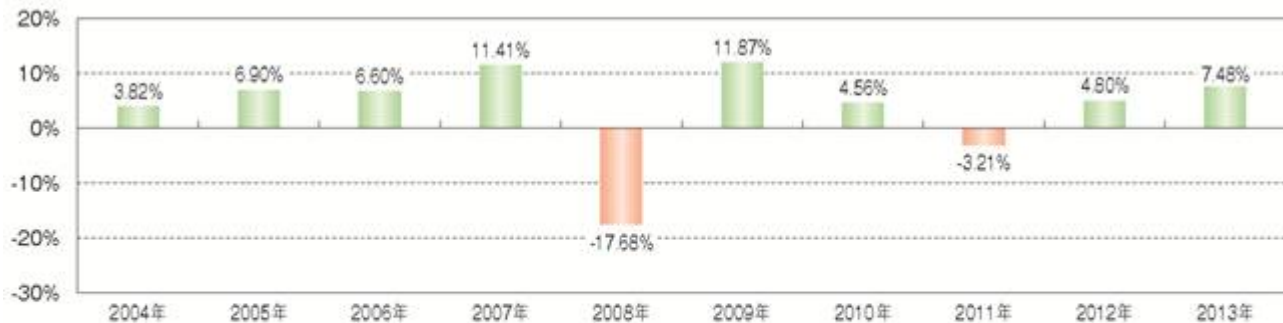
b=当該各暦年の直前の暦年末の受益証券一口当たり純資産価格

ただし、1996年については、当初申込期間の申込価格(100米ドル)

(注2) 1996年については、運用開始日(1996年6月13日)から1996年12月31日までの収益率です。

2013年については、2013年1月1日から2013年11月30日までの収益率です。

## HSBC GHファンド(ユーロ・ヘッジ・クラス)



(注1) 収益率(%)=100×(a-b)÷b

a=各暦年末の受益証券一口当たり純資産価格

ただし、2013年については、2013年11月30日の受益証券一口当たり純資産価格

b=当該各暦年の直前の暦年末の受益証券一口当たり純資産価格

ただし、2004年については、当初申込期間の申込価格(100ユーロ)

(注2) 2004年については、運用開始日(2004年3月31日)から2004年12月31日までの収益率です。

2013年については、2013年1月1日から2013年11月30日までの収益率です。

## 2 販売及び買戻しの実績

平成25年11月末日前1年間における各ファンドの販売および買戻しの実績ならびに平成25年11月末日現在における発行済口数は、以下の通りである。

( ) HSBC マルチ・アドバイザー・アービトラージ・ファンド  
(米ドル・クラス受益証券)

販売口数	買戻口数	発行済口数
1,251.99 (19,697.82)	159,291.72 (4,402.82)	158,981.02 (16,217.24)

(注) ( )内の数字は本邦内における販売・買戻しおよび発行済口数である。以下同じ。

( ) HSBC GH ファンド  
(米ドル・クラス受益証券)

販売口数	買戻口数	発行済口数
144,681.59 (79,875.58)	614,623.69 (15,998.38)	1,178,895.50 (70,366.01)

(ユーロ・ヘッジ・クラス受益証券)

販売口数	買戻口数	発行済口数
140,981.94 (21,341.64)	790,782.77 (2,380.05)	426,154.48 (21,341.64)

[次へ](#)

### 3 ファンドの経理状況

#### ( ) HSBC マルチ・アドバイザー・アービトラージ・ファンド

- a. ファンドの日本語の中間財務書類は、ガーンジーにおける諸法令および英国会計基準に準拠して作成された原文の中間財務書類を翻訳したものである(ただし、円換算部分を除く。)。これは「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第76条第4項ただし書の規定の適用によるものである。
- b. ファンドの原文の中間財務書類は、外国監査法人等(公認会計士法(昭和23年法律第103号)第1条の3第7項に規定する外国監査法人等をいう。)の監査を受けていない。
- c. ファンドの原文の中間財務書類は、米ドルで表示されている。日本語の中間財務書類には、主要な金額について円換算額が併記されている。日本円による金額は、便宜上、平成25年11月29日現在における株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1米ドル=102.42円)で換算されている。なお、百万円未満の金額は四捨五入されている。

[次へ](#)

## ( 1 ) 資産及び負債の状況

## HSBC マルチ・アドバイザー・アービトラージ・ファンド

## 貸借対照表

2013年10月31日現在

( 未監査 )

	2013年10月31日現在		2013年4月30日現在	
	千米ドル	百万円	千米ドル	百万円
資産：				
組入投資有価証券	98,505	10,089	103,349	10,585
債権	6,815	698	5,232	536
現金および預金残高	787	81	266	27
その他の資産	7,602	779	5,498	563
資産合計	<u>106,107</u>	<u>10,867</u>	<u>108,847</u>	<u>11,148</u>
負債：				
債務：一年以内に期限の到来する金額	<u>(3,577)</u>	<u>(366)</u>	<u>(9,676)</u>	<u>(991)</u>
負債合計	<u>(3,577)</u>	<u>(366)</u>	<u>(9,676)</u>	<u>(991)</u>
買戻可能参加受益証券保有者に帰属する 純資産	<u>102,530</u>	<u>10,501</u>	<u>99,171</u>	<u>10,157</u>

## HSBC マルチ・アドバイザー・アービトラージ・ファンド

## 総収益計算書

2013年10月31日に終了した6か月間

( 未監査 )

	自2013年5月1日 至2013年10月31日		自2012年5月1日 至2012年10月31日	
	千米ドル	百万円	千米ドル	百万円
収益：				
純キャピタルゲイン	2,905	298	1,998	205
収益	50	5	1	0
財務費用：支払利息	(20)	(2)	(49)	(5)
運用費用	(657)	(67)	(949)	(97)
純費用	(627)	(64)	(997)	(102)
買戻可能参加受益証券保有者に帰属する 純資産の投資活動による変動	2,278	233	1,001	103

## 買戻可能参加受益証券保有者に帰属する純資産の変動計算書

2013年10月31日に終了した6か月間

( 未監査 )

	自2013年5月1日 至2013年10月31日		自2012年5月1日 至2012年10月31日	
	千米ドル	百万円	千米ドル	百万円
期首現在の買戻可能参加受益証券保有者に 帰属する純資産	99,171	10,157	143,453	14,692
買戻可能参加受益証券の発行および買戻しに よる変動：				
発行受領額 / 未収額	13,828	1,416	2,198	225
控除：買戻支払額 / 未払額	(12,747)	(1,306)	(22,412)	(2,295)
	1,081	111	(20,214)	(2,070)
買戻可能参加受益証券保有者に帰属する 純資産の投資活動による変動	2,278	233	1,001	103
期末現在の買戻可能参加受益証券保有者に 帰属する純資産	102,530	10,501	124,240	12,725

[次へ](#)

## (2) 投資有価証券明細表等

HSBC マルチ・アドバイザー・アービトラージ・ファンド  
投資有価証券明細表  
2013年10月31日現在(未監査)

証券銘柄	保有高	時価 千円ドル	純資産総額 比率
投資ファンド(2013年4月30日:104.21%)			
A.R.T International Ltd - Class A Series 1	2,996	6,524	6.36 %
AG Super Fund International - Class P Series 1 - Special Investment	88	127	0.12 %
AG Super Fund International - Class P Series 2	2,629	4,040	3.94 %
AG Super Fund International - Class P Series 2 - Special Investment	13	20	0.02 %
Blackrock EOS Ltd - Class B USD	3,729	5,177	5.05 %
Bluecrest Capital International Ltd - Class F USD	22,242	6,661	6.50 %
Brevan Howard Credit Catalysts Fund - Class A USD	36,704	6,245	6.09 %
Claren Road Credit Fund Ltd - Class B - Series 33	3,360	5,360	5.23 %
GSA Capital International Fund Ltd - Class A	29,370	5,194	5.06 %
HB Multi Strategy Holdings - Class B Series 3	4	419	0.41 %
KLS Diversified Fund Ltd - Non Voting Participating Sub Class 2 FF Series 1	3,901	5,961	5.81 %
Macquarie Asian Alpha Fund - Class A	3,440	6,203	6.05 %
Oz Europe Overseas Fund - Class C Accumulation	2,067	801	0.78 %
Oz Overseas Fund II - Class L Prime	5,976	6,213	6.06 %
Oz Overseas Fund II - Class M Prime Accumulation	237	160	0.16 %
Pan Asia Opportunities Offshore Fund Ltd - Class G Subclass G2 - Series 1	4,587	5,400	5.27 %
PDT Fusion Offshore Fund Ltd - Class A NNI Series 1	37,500	3,454	3.37 %
Pine River Fund Ltd Class B - Series 94	6,000	5,977	5.83 %
Prologue Feeder Fund Ltd Class A Shares - Series 0206	3,163	6,083	5.93 %
Senrigan SPV Feeder Fund Ltd Class P Series 1	90	30	0.03 %
Taconic Opportunity Offshore Fund - Class SP4-F Series 750	264	-	-
The Segantii Asia Pacific Equity Multi Strategy Fund - Class A	13,007	2,950	2.88 %
Two Sigma Eclipse Cayman Fund Ltd - Class A2	1,458	5,256	5.12 %
Two Sigma Spectrum Cayman Fund Ltd - Class A2 Series	4,593	10,250	10.00 %
		<u>98,505</u>	<u>96.07 %</u>
純流動資産(2013年4月30日:(4.21%))		4,025	3.93 %
純資産総額		<u>102,530</u>	<u>100.00 %</u>

発行済受益証券口数	2013年10月31日 現在	2013年4月30日 現在	2012年4月30日 現在
HSBC マルチ・アドバイザー・アービトラージ・ファンド - 米ドル・クラス	162,839.80	190,179.55	344,405.50
HSBC マルチ・アドバイザー・アービトラージ・ファンド - クラスS (米ドル)	166,180.81	180,372.06	227,239.39
HSBC マルチ・アドバイザー・アービトラージ・ファンド - クラスS (ユーロ)	12,792.02	13,235.92	13,618.74
HSBC マルチ・アドバイザー・アービトラージ・ファンド - ユーロ・ヘッジ・クラス	124,702.34	142,286.36	208,698.87
HSBC マルチ・アドバイザー・アービトラージ・ファンド - スターリング・ポンド・ヘッジ・クラス	9,698.17	10,191.84	13,648.82
HSBC マルチ・アドバイザー・アービトラージ・ファンド - スイスフラン・ヘッジ・クラス	11,024.42	11,628.65	15,140.58
HSBC マルチ・アドバイザー・アービトラージ・ファンド - クラスS (スターリング・ポンド)	99,298.93	42,845.69	55,490.12

## 一口当たり純資産価格

HSBC マルチ・アドバイザー・アービトラージ・ファンド - 米ドル・クラス	208.48 米ドル	207.67 米ドル	196.47 米ドル
HSBC マルチ・アドバイザー・アービトラージ・ファンド - クラスS (米ドル)	142.17 米ドル	140.72 米ドル	131.39 米ドル
HSBC マルチ・アドバイザー・アービトラージ・ファンド - クラスS (ユーロ)	124.11 ユーロ	122.98 ユーロ	115.21 ユーロ
HSBC マルチ・アドバイザー・アービトラージ・ファンド - ユーロ・ヘッジ・クラス	110.29 ユーロ	110.02 ユーロ	104.44 ユーロ
HSBC マルチ・アドバイザー・アービトラージ・ファンド - スターリング・ポンド・ヘッジ・クラス	120.21 英ポンド	119.59 英ポンド	112.83 英ポンド
HSBC マルチ・アドバイザー・アービトラージ・ファンド - スイスフラン・ヘッジ・クラス	99.10 スイスフラン	98.90 スイスフラン	94.07 スイスフラン
HSBC マルチ・アドバイザー・アービトラージ・ファンド - クラスS (スターリング・ポンド)	131.24 英ポンド	129.73 英ポンド	120.89 英ポンド

## 純資産総額

HSBC マルチ・アドバイザー・アービトラージ・ファンド (千米ドル)	102,530	99,171	143,453
-------------------------------------	---------	--------	---------

## 投資戦略別配分 ( 2013年10月31日現在 )

	ポートフォリオ における比率
マーケット・ニュートラル	46.40%
マルチ・ストラテジー	15.60%
債券アービトラージ	11.80%
クレジット・ロング/ショート	11.30%
イベント・ドリブン	11.10%
現金および費用	3.80%
	<u>100.00%</u>



## 重要なポートフォリオの変動の概要 ( 2013年10月31日に終了した6か月間 )

	額面保有高	取得原価 千米ドル
購入合計	59,217	27,509
	額面保有高	手取額 千米ドル
売却合計	89,266	33,629

2013年4月30日終了年度の監査報告書および財務書類全文の写しは、管理会社または受託会社に請求することにより無料で入手できる。

[次へ](#)

( ) HSBC GH ファンド

- a. ファンドの日本語の中間財務書類は、ガーンジーにおける諸法令および英国会計基準に準拠して作成された原文の中間財務書類を翻訳したものである (ただし、円換算部分を除く。 )。これは「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第76条第4項ただし書の規定の適用によるものである。
- b. ファンドの原文の中間財務書類は、外国監査法人等 ( 公認会計士法 ( 昭和23年法律第103号 ) 第1条の3第7項に規定する外国監査法人等をいう。 ) の監査を受けていない。
- c. ファンドの原文の中間財務書類は、米ドルで表示されている。日本語の中間財務書類には、主要な金額について円換算額が併記されている。日本円による金額は、便宜上、平成25年11月29日現在における株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値 ( 1米ドル=102.42円 ) で換算されている。なお、百万円未満の金額は四捨五入されている。

[次へ](#)

## ( 1 ) 資産及び負債の状況

HSBC GH ファンド  
貸借対照表  
2013年10月31日現在  
( 未監査 )

	2013年10月31日現在		2013年 4 月30日現在	
	千米ドル	百万円	千米ドル	百万円
資産：				
組入投資有価証券	1,763,540	180,622	1,824,468	186,862
債権	13,215	1,353	7,959	815
現金および預金残高	10,439	1,069	30,792	3,154
その他の資産	23,654	2,423	38,751	3,969
資産合計	<u>1,787,194</u>	<u>183,044</u>	<u>1,863,219</u>	<u>190,831</u>
負債：				
債務：一年以内に期限の到来する金額	<u>(137,040)</u>	<u>(14,036)</u>	<u>(198,486)</u>	<u>(20,329)</u>
負債合計	<u>(137,040)</u>	<u>(14,036)</u>	<u>(198,486)</u>	<u>(20,329)</u>
買戻可能参加受益証券保有者に帰属する 純資産	<u>1,650,154</u>	<u>169,009</u>	<u>1,664,733</u>	<u>170,502</u>

HSBC GH ファンド  
総収益計算書  
2013年10月31日に終了した6か月間  
( 未監査 )

	自2013年5月1日 至2013年10月31日		自2012年5月1日 至2012年10月31日	
	千米ドル	百万円	千米ドル	百万円
収益：				
純キャピタルゲイン	56,137	5,750	17,200	1,762
収益	1	0	3	0
財務費用：支払利息	(850)	(87)	(1,114)	(114)
運用費用	(12,624)	(1,293)	(13,596)	(1,393)
純費用	(13,473)	(1,380)	(14,707)	(1,506)
買戻可能参加受益証券保有者に帰属する 純資産の投資活動による変動	42,664	4,370	2,493	255

買戻可能参加受益証券保有者に帰属する純資産の変動計算書  
2013年10月31日に終了した6か月間  
( 未監査 )

	自2013年5月1日 至2013年10月31日		自2012年5月1日 至2012年10月31日	
	千米ドル	百万円	千米ドル	百万円
期首現在買戻可能参加受益証券保有者に帰属 する純資産	1,664,733	170,502	2,295,392	235,094
買戻可能参加受益証券の発行および買戻しに よる変動：				
発行受領額 / 未収額	131,561	13,474	327,723	33,565
控除：買戻支払額 / 未払額	(188,804)	(19,337)	(880,136)	(90,144)
	(57,243)	(5,863)	(552,413)	(56,578)
買戻可能参加受益証券保有者に帰属する 純資産の投資活動による変動	42,664	4,370	2,493	255
期末現在買戻可能参加受益証券保有者に帰属 する純資産	1,650,154	169,009	1,745,472	178,771

HSBC GH ファンド  
キャッシュ・フロー計算書  
2013年10月31日に終了した6か月間  
(未監査)

	自2013年5月1日 至2013年10月31日		自2012年5月1日 至2012年10月31日	
	千米ドル	百万円	千米ドル	百万円
<b>運用活動</b>				
買戻可能参加受益証券保有者に帰属する 純資産の変動	42,664	4,370	2,493	255
調整:				
デリバティブ以外の投資対象に係る純キャピ タルゲイン	(36,343)	(3,722)	(31,637)	(3,240)
資産および負債の変動:				
繰延設立費用およびその他の債権の減少/ (増加)	900	92	(209)	(21)
未払費用の増加	1,843	189	194	20
先渡為替契約に係る未実現評価損/(益)	3,249	333	(2,282)	(234)
運用活動から得た(に使用された)キャッ シュ・フロー	12,313	1,261	(31,441)	(3,220)
<b>投資活動</b>				
投資有価証券の購入	(183,242)	(18,768)	(291,127)	(29,817)
投資有価証券の売却	273,276	27,989	795,098	81,434
投資活動から得たキャッシュ・フロー	90,034	9,221	503,971	51,617
<b>財務活動</b>				
借入未払金の減少/(増加)	(73,641)	(7,542)	92,122	9,435
買戻可能受益証券の発行手取額	139,745	14,313	313,009	32,058
買戻可能受益証券の買戻支払額	(188,804)	(19,337)	(880,136)	(90,144)
財務活動に使用されたキャッシュ・フロー	(122,700)	(12,567)	(475,005)	(48,650)
当期現金の減少	(20,353)	(2,085)	(2,475)	(253)
期首現在の現金	30,792	3,154	13,418	1,374
期末現在の現金	10,439	1,069	10,943	1,121
<b>債務純額の変動に対する純キャッシュ・ フローの調整</b>				
当期現金の減少	(20,353)	(2,085)	(2,475)	(253)
債務の変動によるキャッシュ・フロー	73,641	7,542	(92,122)	(9,435)
当期債務純額の変動	53,288	5,458	(94,597)	(9,689)
期首現在の債務純額	(147,988)	(15,157)	(40,882)	(4,187)
期末現在の債務純額	(94,700)	(9,699)	(135,479)	(13,876)

[次へ](#)

## (2) 投資有価証券明細表等

HSBC GH ファンド  
投資有価証券明細表  
2013年10月31日現在(未監査)

証券銘柄	保有高	時価 千米ドル	純資産総額 比率
投資ファンド (2013年4月30日: 109.60%)			
米ドル (2013年4月30日: 109.60%)			
Blue Trend Fund Limited - Class B USD	185,952	49,218	2.98%
Bluebay Multi-Strategy Fund Limited (The) - Share R Class Jan 09-2	1	86	0.01%
Bluebay Value Recovery Fund Limited Euro Class S - GSY	534	0	0.00%
Brevan Howard Fund Limited - Class A US\$	247,289	75,601	4.58%
Brevan Howard Fund Limited - Class A US\$ GSY Holding	53,245	16,278	0.99%
Brevan Howard Fund Limited - Class B US\$	135,300	30,598	1.85%
BTG Pactual Global Emerging Markets and Macro Fund - Class B	60,186	120,592	7.31%
Caxton Global Investments Limited - Class SI GSY	78,612	2,302	0.14%
Citadel Kennington Global Strategies Fund Limited	47,000	47,827	2.90%
Claren Road Credit Opportunities Fund - Class B - Series 39	25,000	24,270	1.47%
Claren Road Credit Opportunities Fund - Class B - Series 41	28,948	28,988	1.76%
Claren Road Credit Opportunities Fund Limited - Class B Series 1	10,865	22,813	1.38%
CQS Directional Opportunities Fund - Class B USD Shares	20,168	90,603	5.49%
D.E.Shaw Oculus International Fund L.P.	1	124,845	7.57%
Discus Non - U.S. Side Holdings Limited - Class S	16,809	801	0.05%
Discus Non - U.S. Side Holdings Limited - Class S GSY	751	36	0.00%
Drawbridge Global Macro Fund Limited - Class H6 SP11	1	1	0.00%
Drawbridge Global Macro Fund Limited - Class H6 SP12	23	11	0.00%
Drawbridge Global Macro Fund Limited - Class H6 SP4	7	7	0.00%
Drawbridge Global Macro Fund Limited - Class H6 SP5	5	0	0.00%
Drawbridge Global Macro Fund Limited - Class H6 SP7	3	4	0.00%
Drawbridge Global Macro Fund Limited - Class H7 S SP4	287	260	0.02%
Drawbridge Global Macro Fund Limited - Class H7 S SP5	183	3	0.00%
Drawbridge Global Macro Fund Limited - Class H7 SP11	29	33	0.00%
Drawbridge Global Macro Fund Limited - Class H7 SP12	895	418	0.03%
Drawbridge Global Macro Fund Limited - Class H7 SP7	113	171	0.01%
Drawbridge Global Macro Fund Limited - Class H9 SP11	1	1	0.00%
Drawbridge Global Macro Fund Limited - Class H9 SP12	17	8	0.00%
Drawbridge Global Macro Fund Limited - Class H9 SP4	6	5	0.00%
Drawbridge Global Macro Fund Limited - Class H9 SP5	4	0	0.00%
Drawbridge Global Macro Fund Limited - Class H9 SP7	2	3	0.00%
Drawbridge Global Macro Fund Limited - Class SP Reserve	86	86	0.01%
Dymon Asia Macro Fund - Class P Restricted Series 10	35,192	54,553	3.31%
Dymon Asia Macro Fund - Class P Restricted Series 384	5,000	5,189	0.31%
Elliot International Limited - Class A	36,160	34,826	2.11%
Elliot International Limited - Class A GSY	3,686	3,550	0.22%
Elliot International Limited - Class B	32,455	31,750	1.92%
GLG Emerging Markets Growth Fund Class A	45,167	2,901	0.18%
Halcyon Offshore Asset-Backed Value Fund Limited - Restricted Class	37,551	78,042	4.73%
HB Multi Strategy Holdings Limited - Class B - Series 3	9	854	0.05%
HB Multi Strategy Holdings Limited - Class B - Series 3 GSY	4	403	0.02%
King Street Capital Limited - Class S - Series 14	70	13	0.00%
King Street Capital Limited - Class S - Series 18	618	79	0.00%
King Street Capital Limited - Class S - Series 20	1,161	129	0.01%
King Street Capital Limited - Class S - Series 32	590	68	0.00%



証券銘柄	保有高	時価 千米ドル	純資産総額 比率
米ドル ( 2013年4月30日 : 109.60% ) ( つづき )			
King Street Capital Limited - Class S - Series 40	43	15	0.00%
Lansdowne Developed Markets Limited - USD Shares	1	35	0.00%
Lansdowne UK Equity Fund Limited - USD Shares	221,571	112,852	6.84%
MW Eureka Fund Plc - Class A2 USD	335,545	76,856	4.66%
OZ Europe Overseas Fund II Limited - Class M Accumulation	336	125	0.01%
OZ Europe Overseas Fund II Limited - Class M Prime Accumulation	588	257	0.02%
OZ Europe Overseas Fund Limited - Class C Series Accumulation	5,826	2,155	0.13%
OZ Overseas Fund Limited - Class B - Series 60	413	1,459	0.09%
OZ Overseas Fund Limited - Class C - Series Accumulation	3,034	2,191	0.13%
Pershing Square International Limited - Class D - Series 1R	1,414	3,545	0.21%
Pershing Square International Limited - Class E - Series 1R	11,013	20,022	1.21%
Pinpoint China Fund Class C - Series 22	69,067	51,332	3.11%
Pinpoint China Fund Class C - Series 23	14,187	10,490	0.64%
Raptor Private Holdings Limited	1,328	670	0.04%
S.A.C.Capital International Limited Class E - 13-01LV	376,629	43,124	2.61%
Steel Partners Japan Strategic Offshore Fund Limited - Class SP2 ( A ) - Series 99	102	17	0.00%
Strategic Value Credit Restructuring Fund Limited - Series P1 Class C1	8,248	438	0.03%
Strategic Value Credit Restructuring Fund Limited - Series P10 Class C1	380	15	0.00%
Strategic Value Credit Restructuring Fund Limited - Series P11 Class C1	12,861	478	0.03%
Strategic Value Credit Restructuring Fund Limited - Series P12 Class C1	8,480	322	0.02%
Strategic Value Credit Restructuring Fund Limited - Series P13 Class C1	507	29	0.01%
Strategic Value Credit Restructuring Fund Limited - Series P14 Class C1	591	0	0.00%
Strategic Value Credit Restructuring Fund Limited - Series P15 Class C1	351	39	0.00%
Strategic Value Credit Restructuring Fund Limited - Series P2 Class C1	1,814	518	0.03%
Strategic Value Credit Restructuring Fund Limited - Series P3 Class C1	745	0	0.00%
Strategic Value Credit Restructuring Fund Limited - Series P4 Class C1	14,830	0	0.00%
Strategic Value Credit Restructuring Fund Limited - Series P5 Class C1	7,389	158	0.01%
Strategic Value Credit Restructuring Fund Limited - Series P7 Class C1	1,632	129	0.01%
Strategic Value Credit Restructuring Fund Limited - Series P9 Class C1	15,805	0	0.00%
Strategic Value Restructuring Capital Reserve	1	342	0.02%
Strategic Value Restructuring Capital Reserve GSY Holding	1	16	0.00%
Strategic Value Restructuring Fund Limited - SP GSY	1,735	71	0.00%
SVRF ( Offshore ) Holdings Limited - USD Series V2-0C/1	8,770	963	0.06%
SVRF ( Offshore ) Holdings Limited - USD Series V2-0E/1	9,418	1,046	0.06%
SVRF ( Offshore ) Holdings Limited - USD Series V2-0E/1 GSY	893	99	0.01%
Tewksbury Investment Fund Limited - Class B - 1309	7,500	7,463	0.45%
Tewksbury Investment Fund Limited - Series B Shares	3,312	54,977	3.33%
Third Point Offshore Fund Limited - Class F - Series 1	372,590	111,161	6.74%
Tudor BVI Global Fund Limited - Class B Alt Series 01	869	103,050	6.24%
Tudor BVI Global Fund Limited - Class B Alt Series 10	66	66	0.00%
Tudor BVI Global Fund Limited - Legacy	586	909	0.06%



Two Sigma Spectrum Cayman Fund Limited - Class A2	37,793	84,339	5.11%
Tyrus Capital Event Fund Limited - Class USD R	518,063	72,767	4.41%
Visium Balanced Offshore Fund Limited - Class B2 Series Nov 01, 2005 FC	34,386	78,397	4.75%
Winton Futures Fund Limited Class - B	82,644	72,338	4.38%
		<u>1,763,540</u>	<u>106.87%</u>
組入投資有価証券 (2013年4月30日 : 109.60%)		1,763,540	106.87%
純流動負債 (2013年4月30日 : (9.60%))		<u>(113,386)</u>	<u>(6.87)%</u>
純資産		<u>1,650,154</u>	<u>100.00%</u>

## 投資戦略別配分(2013年10月31日現在)

	ポートフォリオ における比率
マクロ	30.30%
株式ロング/ショート	18.70%
イベント・ドリブン	16.10%
マルチ・ストラテジー	10.60%
マネージド・フューチャーズ	10.50%
マーケット・ニュートラル	4.80%
ディストレスト	4.70%
クレジット・ロング/ショート	4.30%
	100.00%
	100.00%

発行済受益証券口数	2013年10月31日 現在	2013年4月30日 現在	2012年4月30日 現在
HSBC GH ファンド - 米ドル・クラス	1,184,679.12	1,300,877.15	2,479,995.18
HSBC GH ファンド - 米ドル・Rクラス	656,546.29	443,249.72	-
HSBC GH ファンド - クラスS(米ドル)	232,269.63	256,244.43	328,188.83
HSBC GH ファンド - クラスS(ユーロ)	12,970.64	17,912.09	17,637.26
HSBC GH ファンド - クラスS(スターリング・ポンド)	66,836.91	38,760.57	34,799.45
HSBC GH ファンド - ユーロ・ヘッジ・クラス	533,340.44	821,883.64	1,342,319.03
HSBC GH ファンド - ユーロ・ヘッジ・Rクラス	239,902.78	218,182.96	-
HSBC GH ファンド - 人民元ヘッジ・クラス	37,020.02	38,181.72	132,558.02
HSBC GH ファンド - スターリング・ポンド・ヘッジ・ クラス	232,796.22	320,273.18	428,051.81
HSBC GH ファンド - スターリング・ポンド・ヘッジ・ Rクラス	125,103.45	64,643.31	-
HSBC GH ファンド - スイスフラン・ヘッジ・クラス	258,594.84	266,360.17	1,074,269.61
HSBC GH ファンド - スイスフラン・ヘッジ・Rクラス	362,531.77	197,465.13	-
HSBC GH ファンド - APクラス	789,735.79	814,426.39	988,828.71
HSBC GH ファンド - ユーロ無議決権クラス	267,345.02	272,109.65	294,946.96
HSBC GH ファンド - インスティテューショナル・ク ラス(米ドル)	2,259,943.70	2,234,121.55	6,043,418.90
HSBC GH ファンド - インスティテューショナル・ク ラス(ユーロ)	533,721.30	541,708.86	534,547.64
HSBC GH ファンド - インスティテューショナル・ク ラス(香港ドル)	1,664,484.66	1,664,484.66	-
HSBC GH ファンド - インスティテューショナル・ク ラス(スターリング・ポンド)	134,349.85	161,028.21	178,492.72
HSBC GH ファンド - インスティテューショナル・ク ラス(スイスフラン)	236,683.36	211,090.12	464,693.69
HSBC GH ファンド - インスティテューショナル・ク ラス(シンガポール・ドル)	265,289.84	265,289.84	265,289.84

## 一口当たり純資産価格

HSBC GH ファンド - 米ドル・クラス	310.26	306.74	281.93
	米ドル	米ドル	米ドル
HSBC GH ファンド - 米ドル・Rクラス	106.95	105.36	-
	米ドル	米ドル	
HSBC GH ファンド - クラスS (米ドル)	178.20	175.10	159.45
	米ドル	米ドル	米ドル
HSBC GH ファンド - クラスS (ユーロ)	151.60	149.10	136.37
	ユーロ	ユーロ	ユーロ
HSBC GH ファンド - クラスS (スターリング・ポンド)	158.82	156.16	141.89
	英ポンド	英ポンド	英ポンド
HSBC GH ファンド - ユーロ・ヘッジ・クラス	136.81	135.45	124.93
	ユーロ	ユーロ	ユーロ
HSBC GH ファンド - ユーロ・ヘッジ・Rクラス	102.80	101.32	-
	ユーロ	ユーロ	
HSBC GH ファンド - 人民元ヘッジ・クラス	1,100.65	1,077.74	969.58
	元	元	元
HSBC GH ファンド - スターリング・ポンド・ヘッジ・クラス	151.03	149.02	136.62
	英ポンド	英ポンド	英ポンド
HSBC GH ファンド - スターリング・ポンド・ヘッジ・Rクラス	107.41	105.66	-
	英ポンド	英ポンド	
HSBC GH ファンド - スイスフラン・ヘッジ・クラス	122.85	121.49	111.97
	スイスフラン	スイスフラン	スイスフラン
HSBC GH ファンド - スイスフラン・ヘッジ・Rクラス	103.04	101.46	-
	スイスフラン	スイスフラン	
HSBC GH ファンド - AP クラス	160.37	157.57	142.65
	米ドル	米ドル	米ドル
HSBC GH ファンド - ユーロ無議決権クラス	106.06	104.94	97.00
	ユーロ	ユーロ	ユーロ
HSBC GH ファンド - インスティテューショナル・クラス (米ドル)	129.99	128.07	117.17
	米ドル	米ドル	米ドル
HSBC GH ファンド - インスティテューショナル・クラス (ユーロ)	111.94	110.40	101.48
	ユーロ	ユーロ	ユーロ
HSBC GH ファンド - インスティテューショナル・クラス (香港ドル)	1,107.53	1,091.93	-
	香港ドル	香港ドル	
HSBC GH ファンド - インスティテューショナル・クラス (スターリング・ポンド)	109.51	107.71	98.13
	英ポンド	英ポンド	英ポンド
HSBC GH ファンド - インスティテューショナル・クラス (スイスフラン)	116.59	115.11	105.39
	スイスフラン	スイスフラン	スイスフラン
HSBC GH ファンド - インスティテューショナル・クラス (シンガポール・ドル)	109.44	107.82	98.58
	シンガポール・ドル	シンガポール・ドル	シンガポール・ドル
純資産総額			
HSBC GH ファンド (千米ドル)	1,650,154	1,664,733	2,295,392

## 重要なポートフォリオの変動の概要 ( 2013年10月31日に終了した6か月間 )

	額面保有高	取得原価
購入合計	162,853	千米ドル 174,242
		手取額
売却合計	982,709	千米ドル 271,513

2013年4月30日終了年度の監査報告書および財務書類全文の写しは、管理会社に請求することにより無料で入手できる。

[次へ](#)

#### 4 管理会社の概況

##### ( 1 ) 資本金の額

資本金の額 平成25年11月末日現在、100,000スターリング・ポンド(約1,674万円)

(注) スターリング・ポンド(以下「英ポンド」という。)の円貨換算は、便宜上、平成25年11月末日現在の株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客用電信売買相場の仲値(1英ポンド=167.42円)による。

発行済株式総数 100,000株

管理会社は、100,000株の授権株主資本のみ発行することができ、全株発行済みである。

##### ( 2 ) 事業の内容及び営業の状況

管理会社は、ファンドおよび受益者のために、証券の売買および申込みならびにファンド資産に直接または間接的に属する権利の行使を含む管理・運用業務を行う。

管理会社は、日本で募集されているHSBC マルチ・アドバイザー・アービトラージ・ファンドおよびHSBC GH ファンドについては、総投資顧問会社であるHSBC オルタナティブ・インベストメンツ・リミテッドに投資助言サービスの提供を委託している。また、管理会社は、管理事務代行会社であるステート・ストリート・ファンド・サービシズ(アイルランド)リミテッドに各ファンドの管理事務代行業務を委託している。また、管理会社は、HSBC セキュリティーズ・サービシズ(アイルランド)リミテッドに各ファンドの受益証券の発行、買戻しおよび名義書換等に関する事務代行業務を委託している。受託会社は、保管受託銀行であるステート・ストリート・カストディアル・サービシズ(アイルランド)リミテッドに各ファンドの資産の受託保管を委託している。

管理会社は、平成25年11月末日現在、以下のとおり、9本の投資信託(合計純資産総額4,377.86百万米ドル)の管理・運用を行っている。

ファンド名	国名	基本的性格	純資産総額 (百万米ドル) (平成25年11月末日 現在)
HSBC ポートフォリオ・セレクション・ ファンド (HSBC Portfolio Selection Fund)	ガーンジー	ガーンジー籍アンブレ ラ型ユニット・トラ スト	1,915.38
HSBC ユニ・フォリオ (HSBC Uni-Folio)	ガーンジー	ガーンジー籍アンブレ ラ型ユニット・トラ スト	186.21
HSBC オルタナティブ・ポートフォリオ (HSBC Alternative Portfolio)	ガーンジー	ガーンジー籍アンブレ ラ型ユニット・トラ スト	461.24
HSBC オルタナティブ・ストラテジー・ ファンド (HSBC Alternative Strategy Fund)	ガーンジー	ガーンジー籍アンブレ ラ型ユニット・トラ スト	189.27
HSBC UCITS アドバンテージ・ファンド (HSBC UCITS AdvantEdge Fund)	アイルラ ンド	UCITS型投資信託	102.71
HSBC プライベート・バンク・ワール ド・ファンズ・ピーエルシー (HSBC Private Bank World Funds plc)	アイルラ ンド	UCITS型投資信託	461.20
BFC バリュース・チェーン・ファンド (BFC Value Chain Fund)	ガーンジー	ガーンジー籍アンブレ ラ型ユニット・トラ スト	37.35
ザ・エルミタージュ・ファンド (The Hermitage Fund)	ガーンジー	ガーンジー籍ユニッ ト・トラスト	0.00
プライベート・エクイティ・シンジケ ーツ (Various Private Equity Syndicates)	ガーンジー	ガーンジー籍ユニッ ト・トラスト	1,024.50

##### ( 3 ) その他

本書提出前6か月以内において、訴訟事件その他管理会社およびファンドに重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はない。

[次へ](#)

## ( 2 ) その他の訂正

( 注 ) 下線の部分は訂正部分を示します。

## 第一部 証券情報

## ( 5 ) 申込手数料

## &lt; 訂正前 &gt;

申込手数料は、発行価格に3.15%<sup>(注1)</sup> (税抜き3.0%)以内<sup>(注2)</sup> で日本における販売会社または販売取扱会社 (以下に定義される。)がそれぞれ定める料率を乗じて得た額とする。

(注1) 手数料率は、手数料率 (税抜き) にかかる消費税 (地方消費税を含む。以下同じ。) に相当する料率 (5%) を加算した料率を表記している。手数料率は、消費税率に応じて変更となることがある。消費税率が8%になった場合には、3.24%となる。以下同じ。

( 後略 )

## &lt; 訂正後 &gt;

申込手数料は、発行価格に3.15%<sup>(注1)</sup> (税抜き3.0%)以内<sup>(注2)</sup> で日本における販売会社または販売取扱会社 (以下に定義される。)がそれぞれ定める料率を乗じて得た額とする。

(注1) 手数料率は、手数料率 (税抜き) にかかる消費税 (地方消費税を含む。以下同じ。) に相当する料率 (5%) を加算した料率を表記している。消費税率が8%となる平成26年4月1日以降は、3.24%となる。以下同じ。

( 後略 )

## 第二部 ファンド情報

## 第1 ファンドの状況

## 1 ファンドの性格

## ( 4 ) ファンドに係る法制度の概要

## &lt; 訂正前 &gt;

セレクション・ファンドは、1987年ガーンジー投資者保護法 (改訂済) (以下「1987年法」という。) 第8条の規定に従い、クラスBの集団投資スキームとしてガーンジー金融サービス委員会 (以下「委員会」という。) により認可され、1987年法により付与された権限に基づき委員会により制定された1990年集団投資スキーム (クラスB) 規則 (以下「クラスB規則」という。) のすべての規定に従っている。管理会社および受託銀行の両社とも、1987年法第3条により委員会からセレクション・ファンドに関し管理会社および受託銀行として行為することを認可され、1988年集団投資スキーム (指定業者) 規則 (以下「指定業者規則」という。) および1998年免許業者 (財源、通知、業務運営およびコンプライアンス) 規則 (以下「FNCC規則」という。) に基づく監督に両規制の廃止まで服していたが、現在、2010年1月1日に施行された2009年免許業者 (業務運営) 規則 (以下「業務運営規則」という。) および2010年4月16日に施行された2010年免許業者 (資本適性度) 規則 (以下「資本適性度規則」という。) に基づく監督に服している。

## &lt; 訂正後 &gt;

セレクション・ファンドは、1987年ガーンジー投資者保護法 (改訂済) (以下「1987年法」という。) 第8条の規定に従い、クラスBの集団投資スキームとしてガーンジー金融サービス委員会 (以下「委員会」という。) により認可され、1987年法により付与された権限に基づき委員会により制定された2013年認可集団投資スキーム (クラスB) 規則 (以下「クラスB規則」という。) のすべての規定に従っている。管理会社および受託銀行の両社とも、1987年法第3条により委員会からセレクション・ファンドに関し管理会社および受託銀行として行為することを認可され、1988年集団投資スキーム (指定業者) 規則 (以下「指定業者規則」という。) および1998年免許業者 (財源、通知、業務運営およびコンプライアンス) 規則 (以下「FNCC規則」という。) に基づく監督に両規制の廃止まで服していたが、現在、2010年1月1日に施行された2009年免許業者 (業務運営) 規則 (以下「業務運営規則」という。) および2010年4月16日に施行された2010年免許業者 (資本適性度) 規則 (以下「資本適性度規則」という。) に基づく監督に服している。

## ( 5 ) 開示制度の概要

## &lt; 訂正前 &gt;

## ガーンジーにおける開示

## ( イ ) 金融庁に対する開示

認可された投資スキームの管理会社は、各会計年度および各半期に関する報告書および会計書類を作成し、公表された時に金融サービス委員会へ英語版の各報告書の写しを送付することを要求されている。認可された投資スキームの管理会社はまた、ファンドの投資方針およびファンドの運用方法に関する詳細な情報を記載した投資スキーム説明書を作成し、12か月毎に少なくとも1回かかる投資スキーム説明書を検討することを要求されている。管理会社は、投資スキーム説明書を委員会へ送付しない限り、投資スキームの受益証券を販売する権利を付与されない。指定管理会社、主要管理会社または指定受託銀行（以下「関係者」または「免許業者」という。）の業務の内規が関係する範囲において、関係者は、財源要件または流動性要件を規定する投資信託規則に違反すると判断される事由を有する場合、または1か月以内に関係者の財源要件に違反することが予想される場合、委員会に直ちに届け出なければならず、通知には、違反の治癒のため関係者がとる予定のまたはとった、書面により承認されなければならない措置を明記しなければならない。関係者は、ガーンジーにおいてコンプライアンスを担当するコンプライアンス・オフィサー（以下「コンプライアンス・オフィサー」という。）を任命し、不在になった場合かかる地位を埋める後任者を任命しなければならない。

( 中略 )

関係者は、( a ) 関係者、または関係者が会社である場合にはその子会社もしくは持株会社に対する解散の申請または保全管理命令、( b ) 関係者の管財人、管理事務代行人、資産管財人または受託者の任命、( c ) 関係者の債権者との和解協定または任意協定の締結、( d ) ガーンジー等における金融業に関連する法律に基づく金融業を行うための免許、認可または登録の申請の許諾、取下げまたは拒絶もしくはかかる免許、認可または登録の取消、( e ) 法定当局もしくはその他の規制当局（自主規制機関を含む。）または公認専門団体による関係者の業務を調査するための調査官の任命、( f ) 規制当局（自主規制機関を含む。）または公認専門団体による金融業に関連する関係者またはその取締役に対する懲戒措置または懲戒処分、( g ) 金融業に関連して、免許業者またはその取締役に対する免許業者が当事者である重大な訴訟、法的手続または仲裁の申立て、および( h ) 金融業、会社または破産に関連する法律に基づく違法行為または詐欺またはその他の不正行為にかかわる違法行為の関係者に対する有罪判決が生じた場合、直ちに委員会に対し書面により届け出なければならない。

( 後略 )

## &lt; 訂正後 &gt;

## ガーンジーにおける開示

## ( イ ) 金融庁に対する開示

認可された投資スキームの管理会社は、各会計年度に関する報告書および会計書類を作成し、公表された時に金融サービス委員会へ英語版の各報告書の写しを送付することを要求されている。認可された投資スキームの管理会社はまた、ファンドの投資方針およびファンドの運用方法に関する詳細な情報を記載した投資スキーム説明書を作成し、12か月毎に少なくとも1回かかる投資スキーム説明書を検討することを要求されている。管理会社は、投資スキーム説明書を委員会へ送付しない限り、投資スキームの受益証券を販売する権利を付与されない。指定管理会社、主要管理会社または指定受託銀行（以下「関係者」または「免許業者」という。）の業務の内規が関係する範囲において、関係者は、財源要件または流動性要件を規定する投資信託規則に違反すると判断される事由を有する場合、または1か月以内に財源要件に違反することが予想される場合、委員会に直ちに届け出なければならず、通知には、違反の治癒のため関係者がとる予定のまたはとった、書面により承認されなければならない措置を明記しなければならない。関係者は、ガーンジーにおいてコンプライアンスを担当するコンプライアンス・オフィサー（以下「コンプライアンス・オフィサー」という。）を任命し、不在になった場合かかる地位を埋める後任者を任命しなければならない。

( 中略 )



関係者は、（ a ）関係者、または関係者が会社である場合にはその子会社もしくは持株会社に対する解散の申請（再編または合併を目的とする自発的解散の申請を除く。）または保全管理命令、（ b ）関係者の管財人、管理事務代理人、資産管財人または受託者の任命、（ c ）関係者の債権者との和解協定または任意協定の締結、（ d ）ガーンジー等における金融業に関連する法律に基づく金融業（業務運営規則に定義される。）を行うための免許、認可または登録の申請の許諾、取下げまたは拒絶もしくはかかる免許、認可または登録の取消、（ e ）法定当局もしくはその他の規制当局（自主規制機関を含む。）または公認専門団体（業務運営規則にそれぞれ定義される。）による関係者の業務を調査するための調査官の任命、（ f ）規制当局（自主規制機関を含む。）または公認専門団体による金融業に関連する関係者またはその取締役に対する懲戒措置または懲戒処分、（ g ）金融業に関連して、免許業者またはその取締役に対する免許業者が当事者である重大な訴訟、法的手続または仲裁の申立て、および（ h ）金融業、会社または破産に関連する法律に基づく違法行為または詐欺またはその他の不正行為にかかわる違法行為の関係者に対する有罪判決が生じた場合、直ちに委員会に対し書面により届け出なければならない。

（後略）

## （ 6 ）監督官庁の概要

< 訂正前 >

ガーンジー金融サービス委員会は、「1987年ガーンジー金融サービス委員会法」と称するガーンジーの法案を批准する領域議会の命令により設立された。「1987年ガーンジー金融サービス委員会法」は、1987年ガーンジー金融サービス委員会法1988年施行規則により1988年2月1日に施行された。

（ ）委員会により行使される監督の概要

（中略）

すべての認可された投資スキームは、独立の監査人により監査されなければならない。クラスBスキームについては、半期および年次会計書類の写しを委員会に預託しなければならない。

1987年法第8条に基づき委員会により発せられた認可は、中心となる管理会社の監督の下で投資スキームの運用に関する実務に主として携わる投資スキームの指定管理会社（セレクション・ファンドについては、HSBC マネジメント（ガーンジー）リミテッドが指定管理会社として指定されており、別個の中心となる管理会社は存在しない。）の名称および指定受託会社または指定保管受託会社の名称を同時に記載することを要求されている。クラスB規則は、認可された投資スキームの指定管理会社および指定受託会社が、（ a ）異なる法人であり、互いに独立して行為し、（ b ）各々ガーンジーにおいて、設立され、管理され、営業所を有しており、（ c ）互いに他社の子会社ではなく、かつ（ d ）共通のエグゼクティブ・ディレクターまたはオフィサーを有していない旨規定している。

業務運営規則には、とりわけコーポレート・ガバナンスおよび上級管理職の責任、コンプライアンス協定、会計記録および財務書類、事業運営、記録保管、顧客分類、苦情、顧客資産、契約報告書、利益相反、即時の通知および年次通知についての詳細な規則を含む指定管理会社、指定保管会社および指定受託会社が服さなければならない多くの重要な規則が含まれている。関係者または免許業者は（資本適性度規則に定義される。）、いつでも適切な財源要件を遵守し、いつでも10,000スターリング・ポンドまたは監査済年次経費（資本適性度規則に定義される。）の10%のうちいずれか高い金額の流動性要件を維持する。財源要件に関して特に留意すべき点は以下の通りである。

（中略）

（ b ）集団投資スキームの指定管理会社に10万スターリング・ポンドまたは委員会に提出された直近の年次財務諸表に記載された経費ベース要件に相当する純資産額のうちいずれか高い金額以上の財源を保有することを義務づける同規則第2.2.2条。

（ c ）同規則第2.2.1条および第2.2.2条が最低専門職業賠償責任保険範囲の30万スターリング・ポンドまたは総収入の3倍のうちいずれか高い金額を適用する免許業者に関して、その超過分は総保険金額の20%を超えてはならない。

（中略）

（ e ）取締役会に対して1987年法、業務行為規則および1987年法に基づく規則または指導を遵守するために有効な責任、取決めおよび手続を有することを要求する詳細な規定を含む業務行為規則3。遵守手続

に関して詳細に書かれた文書は、書面に記載されなければならない、その写しは免許業者の事務所に保管され、委員会の要求により入手可能となる。委員会は、免許業者が遵守する取決めの変更を要求することができる。業務行為規則に記載されるとおり、免許業者の取締役会は、ガーンジーにおいてコンプライアンスを担当するコンプライアンス・オフィサーを任命し、コンプライアンス監視体制を確立し(任命および体制確立に関しては業務行為規則に詳細に記載される。)、委員会に年次コンプライアンス報告書を提出しなければならない。

認可されたクラスBスキームの受益証券または株式は、投資スキーム説明書が委員会により作成され承認されない限り、販売することができない。投資スキーム説明書の写しを無料で提供しない限り、管理会社は(相手が既に保有している場合を除き)受益証券の販売を行えない旨規定する規則第10.02条の要件を遵守するため、合理的に十分な数の投資スキーム説明書を含む書面の印刷をしなければならない。投資スキーム説明書は常にアップ・デートされねばならず、委員会は、投資スキームの受益証券を買い付けたかもしくは買い付けることに合意した人々で、目論見書の一部または全部を構成する投資スキーム説明書に記載されている誤った情報もしくは誤解を招く情報により損害を被った人々に対して補償金を支払うことを命ずることができる。

(後略)

#### <訂正後>

ガーンジー金融サービス委員会は、「1987年ガーンジー金融サービス委員会法」と称するガーンジーの法案を批准する領域議会の命令により設立された。「1987年ガーンジー金融サービス委員会法」は、1987年ガーンジー金融サービス委員会法1988年施行規則により1988年2月1日に施行された。

( )委員会により行使される監督の概要

(中略)

すべての認可された投資スキームは、独立の監査人により監査されなければならない。クラスBスキームについては、年次会計書類の写しを委員会に預託しなければならない。

1987年法第8条に基づき委員会により発せられた認可は、中心となる管理会社の監督の下で投資スキームの運用に関する実務に主として携わる投資スキームの指定管理会社(セレクション・ファンドについては、HSBCマネジメント(ガーンジー)リミテッドが指定管理会社として指定されており、別個の中心となる管理会社は存在しない。)の名称および指定受託会社または指定保管受託会社の名称を同時に記載することを要求されている。クラスB規則は、認可された投資スキームの指定管理会社および指定受託会社が、(a)異なる法人であり、互いに独立して行為し、(b)各々ガーンジーにおいて、設立されるか支店を有し、管理され、営業所を有しており、(c)それぞれが1987年法に基づく免許を取得しており、(d)互いに他社の子会社ではなく、かつ(e)共通のエグゼクティブ・ディレクターまたはオフィサーを有していない旨規定している。

業務運営規則には、とりわけコーポレート・ガバナンスおよび上級管理職の責任、コンプライアンス協定、会計記録および財務書類、事業運営、記録保管、顧客分類、苦情、顧客資産、契約報告書、利益相反、即時の通知および年次通知についての詳細な規則を含む指定管理会社、指定保管会社および指定受託会社が服さなければならない多くの重要な規則が含まれている。関係者または免許業者は(資本適性度規則に定義される。)、いつでも適切な財源要件を遵守し、いつでも10,000スターリング・ポンドまたは監査済年次経費(資本適性度規則に定義される。)の10%のうちいずれか高い金額の流動性要件を維持する。財源要件に関して特に留意すべき点は以下の通りである。

(中略)

(b) 集団投資スキームの指定管理会社に純資産10万スターリング・ポンドまたは委員会に提出された直近の年次財務諸表に記載された経費ベース要件(資本適性度規則に定義される。)に相当する純資産額のうちいずれか高い金額の財源を保有することを義務づける同規則第2.2.2条。

(c) 同規則第2.2.1条および第2.2.2条が最低専門職業賠償責任保険範囲の30万スターリング・ポンドまたは総収入(資本適性度規則に定義される。)の3倍のうちいずれか高い金額を適用する免許業者に関して、その超過分は総保険金額の20%を超えてはならない。

(中略)

- ( e ) 取締役会に対して1987年法、業務運営規則および1987年法に基づく規則または指導を遵守するために有効な責任、取決めおよび手続を有することを要求する詳細な規定を含む業務行為規則 3。遵守手続に関して詳細に書かれた文書は、書面に記載されなければならない、その写しは免許業者の事務所に保管され、委員会の要求により入手可能となる。委員会は、免許業者が遵守する取決めの変更を要求することができる。免許業者は、自身の遵守手続に関する文書を、少なくとも年 1 回は見直さなければならない。業務運営規則に記載されるとおり、免許業者の取締役会は、ガーンジーにおいてコンプライアンスを担当するコンプライアンス・オフィサーを任命し、コンプライアンス監視体制を確立し ( 任命および体制確立に関しては業務運営規則に詳細に記載される。 )、委員会に年次コンプライアンス報告書を提出しなければならない。

認可されたクラス B スキームの受益証券または株式は、投資スキーム説明書が委員会により作成され承認されない限り、販売することができない。投資スキーム説明書の写しを無料で提供しない限り、管理会社は ( 相手が既に保有している場合を除き ) 受益証券の販売を行えない旨規定する規則第 2.14 ( 1 ) ( b ) 条の要件を遵守するため、合理的に十分な数の投資スキーム説明書を含む書面の印刷をしなければならない。投資スキーム説明書は、重要な変更事項について常に最新の情報を記載しなければならない、いずれの場合にも、少なくとも 12 か月に一度、更新されなければならない。委員会は、投資スキームの受益証券を買い付けたかもしくは買い付けることに合意した人々で、目論見書の一部または全部を構成する投資スキーム説明書に記載されている誤った情報もしくは誤解を招く情報により損害を被った人々に対して補償金を支払うことを命ずることができる。

( 後略 )

## 4 手数料等及び税金

## ( 5 ) 課税上の取扱い

## ( A ) 日本

## &lt; 訂正前 &gt;

本書の日付現在、日本の受益者に対する課税については、以下のような取扱いとなる。

ファンドが税法上公募外国公社債投資信託である場合

- ( 1 ) ファンドの分配金は、公募国内公社債投資信託の分配金と同じ取扱いとなる。
- ( 2 ) 日本の個人受益者が支払を受けるファンドの分配金 ( 表示通貨ベースの償還金額と元本相当額との差益を含む。 ) については、源泉分離課税となり、20.315% ( 所得税15.315%、住民税5% ) の税率による源泉徴収が日本国内で行われ、課税関係は終了する ( 平成50年1月1日以後は20% ( 所得税15%、住民税5% ) の税率となる。 ) 。この場合支払調書は提出されない。
- ( 3 ) 日本の法人受益者が支払を受けるファンドの分配金 ( 表示通貨ベースの償還金額と元本相当額との差益を含む。 ) については、20.315% ( 所得税15.315%、住民税5% ) の税率による源泉徴収が日本国内で行われ、一定の場合支払調書が税務署長に提出される ( 平成50年1月1日以後は20% ( 所得税15%、住民税5% ) の税率となる。 ) 。なお、益金不算入の適用は認められない。
- ( 4 ) 受益証券の売買および買戻しに基づく損益は、公募国内公社債投資信託の売買損益と同様に取扱われ、個人の受益者の売買益については課税されない。

( 注 ) 日本の受益者は、個人であるか法人であるかにかかわらず、ガーンジーに住所または登記上の営業所もしくは恒久的施設を有しない場合、受益証券への投資に対しガーンジー税務当局により課税されることは一切ない。

ファンドが税法上公募外国株式投資信託である場合

- ( 1 ) 受益証券は、特定口座を取扱う金融商品取引業者の特定口座において取扱うことができる。
- ( 2 ) ファンドの分配金は、公募国内株式投資信託の普通分配金と同じ取扱いとなる。
- ( 3 ) 日本の個人受益者についてのファンドの分配金は、上場株式等 ( 租税特別措置法に定める上場株式等をいう。以下同じ。 ) に係る配当課税の対象とされ、10.147% ( 所得税7.147%、住民税3% ) の税率による源泉徴収が行われる ( 平成26年1月1日以後は20.315% ( 所得税15.315%、住民税5% )、平成50年1月1日以後は20% ( 所得税15%、住民税5% ) の税率となる。 )。

日本の個人受益者は、総合課税または申告分離課税のいずれかを選択して確定申告をすることができるが ( 申告分離課税を選択した場合の税率は、源泉徴収税率と同一である。 )、確定申告不要を選択した場合は源泉徴収された税額のみで課税関係は終了する。

申告分離課税を選択した場合または源泉徴収選択口座 ( 特定口座 ) へ受け入れたファンドの分配金について、上場株式等の譲渡損失 ( 繰越損失を含む。 ) との損益通算が可能である。

- ( 4 ) 日本の法人受益者については、ファンドの分配金 ( 表示通貨ベースの償還金額と元本相当額との差益を含む。 ) に対して、所得税のみ7.147%の税率による源泉徴収が行われる ( 平成26年1月1日以後は15.315%、平成50年1月1日以後は15%の税率となる。 )。なお、益金不算入の適用は認められない。
- ( 5 ) 日本の個人受益者が、受益証券を買戻し請求等により譲渡した場合 ( 他のクラスの受益証券に転換した場合を含む。 ) は、上場株式等に係る譲渡益課税の対象とされ、受益証券の譲渡損益 ( 譲渡価額から取得価額等を控除した金額 ( 邦貨換算額 ) をいう。以下同じ。 ) に対して、源泉徴収選択口座において、10.147% ( 所得税7.147%、住民税3% ) の税率による源泉徴収が行われる ( 平成26年1月1日以後は20.315% ( 所得税15.315%、住民税5% )、平成50年1月1日以後は20% ( 所得税15%、住民税5% ) の税率となる。 )。受益証券の譲渡損益につき確定申告を行った場合は申告分離課税の対象となり、源泉徴収選択口座 ( 特定口座 ) の場合で、確定申告不要を選択した場合は源泉徴収された税額のみで課税関係は終了する。

譲渡損益は、他の株式等の譲渡損益 ( 上場株式等以外との損益通算については、受益証券の譲渡損益につき確定申告を行った場合に限る。 ) および上場株式等の配当所得 ( 受益証券の譲渡損益につき確定申告を行った場合または源泉徴収選択口座 ( 特定口座 ) に受け入れたファンドの分配金に限る。 ) との損益通算が可能である。申告分離課税を選択した場合、損失の翌年以降3年間の繰越も可能である。

(6) ファンドの償還についても譲渡があったものとみなされ、(5)と同様の取扱いとなる。

(後略)

#### <訂正後>

本書の日付現在、日本の受益者に対する課税については、以下のような取扱いとなる。

ファンドが税法上公募外国公社債投資信託である場合

- (1) 国内における支払の取扱者を通じて支払を受ける場合、ファンドの分配金は、公募国内公社債投資信託の普通分配金と同じ取扱いとなる。
- (2) 国内における支払の取扱者を通じて支払を受ける場合、日本の個人受益者が支払を受けるファンドの分配金(表示通貨ベースの償還金額と元本相当額との差益を含む。)については、源泉分離課税となり、20.315%(所得税(復興特別所得税を含む。以下同じ。))15.315%、住民税5%)の税率による源泉徴収が日本国内で行われ、課税関係は終了するが(平成50年1月1日以後は20%(所得税15%、住民税5%)の税率となる。)、この場合、支払調書は提出されない。
- (3) 日本の法人受益者が支払を受けるファンドの分配金(表示通貨ベースの償還金額と元本相当額との差益を含む。)については、国内における支払の取扱者を通じて支払を受ける場合、20.315%(所得税15.315%、住民税5%)の税率による源泉徴収が日本国内で行われ(一定の公共法人等(所得税法別表第一に掲げる内国法人をいう。以下同じ。))または金融機関等を除く。)、一定の場合、支払調書が税務署長に提出される(平成50年1月1日以後は20%(所得税15%、住民税5%)の税率となる。)。なお、益金不算入の適用は認められない。
- (4) 受益証券の売買および買戻しに基づく損益は、公募国内公社債投資信託の売買損益と同様に取り扱われ、個人の受益者の売買益については課税されない。

<平成28年1月1日以後の課税上の取扱いについての注記>

平成28年1月1日以後、公募外国公社債投資信託については、以下のような課税上の取扱いとなる。

- (1) 受益証券は、特定口座を取り扱う金融商品取引業者の特定口座において取り扱うことができる。
- (2) 国内における支払の取扱者を通じて支払を受ける場合、ファンドの分配金は、公募国内公社債投資信託の普通分配金と同じ取扱いとなる。
- (3) 国内における支払の取扱者を通じて支払を受ける場合、日本の個人受益者が支払を受けるファンドの分配金については、平成28年1月1日以後は20.315%(所得税15.315%、住民税5%)、平成50年1月1日以後は20%(所得税15%、住民税5%)の税率による源泉徴収が行われる。  
日本の個人受益者は、申告分離課税が適用されるので原則として確定申告をすることになるが、確定申告不要を選択することにより、源泉徴収された税額のみで課税関係を終了させることもできる。  
確定申告不要を選択しない場合、一定の上場株式等(平成28年1月1日施行の改正租税特別措置法に定める上場株式等をいう。Iにおいて、以下同じ。)の譲渡損失(繰越損失を含む。)との損益通算が可能である。
- (4) 日本の法人受益者が支払を受けるファンドの分配金(表示通貨ベースの償還金額と元本相当額との差益を含む。)については、国内における支払の取扱者を通じて支払を受ける場合、所得税のみ15.315%の税率による源泉徴収が日本国内で行われ(一定の公共法人等または金融機関等を除く。)、一定の場合、支払調書が税務署長に提出される(平成50年1月1日以後は15%の税率となる。)。なお、益金不算入の適用は認められない。
- (5) 日本の個人受益者が、受益証券を買戻請求等により譲渡した場合(他のクラスの受益証券に転換した場合を含む。)は、上場株式等に係る譲渡益課税の対象とされ、受益証券の譲渡損益(譲渡価額から取得価額等を控除した金額(邦貨換算額)をいう。以下同じ。)に対して、源泉徴収選択口座において、平成28年1月1日以後は20.315%(所得税15.315%、住民税5%)、平成50年1月1日以後は20%(所得税15%、住民税5%)の税率による源泉徴収が行われる。受益証券の譲渡損益は申告分離課税の対象となり、税率は源泉徴収税率と同一であるが、確定申告不要を選択した場合は源泉徴収された税額のみで課税関係は終了する。

譲渡損益は、一定の他の上場株式等の譲渡損益および一定の上場株式等の配当所得等との損益通算が可能である。確定申告を行う場合、一定の譲渡損失の翌年以降3年間の繰越も可能である。

(6) 日本の個人受益者の場合、ファンドの償還についても譲渡があったものとみなされ、(5)と同様の取扱いとなる。

(7) 日本の個人受益者についての分配金ならびに譲渡および買戻しの対価については、一定の場合、支払調書が税務署長に提出される。

(注)日本の受益者は、個人であるか法人であるかにかかわらず、ガンジーに住所または登記上の営業所もしくは恒久的施設を有しない場合、受益証券への投資に対しガンジー税務当局により課税されることは一切ない。

ファンドが税法上公募外国株式投資信託である場合

(1) 受益証券は、特定口座を取り扱う金融商品取引業者の特定口座において取り扱うことができる。

(2) 国内における支払の取扱者を通じて支払を受ける場合、ファンドの分配金は、公募国内株式投資信託の普通分配金と同じ取扱いとなる。

(3) 国内における支払の取扱者を通じて支払を受ける場合、日本の個人受益者が支払を受けるファンドの分配金については、20.315%（所得税15.315%、住民税5%。平成50年1月1日以後は20%（所得税15%、住民税5%）の税率となる。）の税率による源泉徴収が行われる。

日本の個人受益者は、総合課税または申告分離課税のいずれかを選択して確定申告をすることもできるが、確定申告不要を選択することにより、源泉徴収された税額のみで課税関係を終了させることもできる。

申告分離課税を選択した場合、一定の上場株式等（租税特別措置法に定める上場株式等をいう。において、以下同じ。）の譲渡損失（繰越損失を含む。）との損益通算が可能である。

(4) 日本の法人受益者が支払を受けるファンドの分配金（表示通貨ベースの償還金額と元本相当額との差益を含む。）については、国内における支払の取扱者を通じて支払を受ける場合、所得税のみ15.315%の税率による源泉徴収が日本国内で行われ（一定の公共法人等を除く。）、一定の場合、支払調書が税務署長に提出される（平成50年1月1日以後は15%の税率となる。）。なお、益金不算入の適用は認められない。

(5) 日本の個人受益者が、受益証券を買戻請求等により譲渡した場合（他のクラスの受益証券に転換した場合を含む。）は、上場株式等に係る譲渡益課税の対象とされ、受益証券の譲渡損益に対して、源泉徴収選択口座において、20.315%（所得税15.315%、住民税5%。平成50年1月1日以後は20%（所得税15%、住民税5%）の税率となる。）の税率による源泉徴収が行われる。受益証券の譲渡損益は申告分離課税の対象となり、税率は源泉徴収税率と同一であるが、確定申告不要を選択した場合は源泉徴収された税額のみで課税関係は終了する。

譲渡損益は、一定の他の株式等の譲渡損益（上場株式等以外との損益通算については、受益証券の譲渡損益につき確定申告を行った場合に限る。）および一定の上場株式等の配当所得（申告分離課税を選択した場合または源泉徴収選択口座へ受け入れたファンドの分配金に限る。）との損益通算が可能である（注：平成28年1月1日以後は、一定の他の上場株式等（平成28年1月1日施行の改正租税特別措置法に定める上場株式等をいう。以下、括弧内において同じ。）の譲渡損益および一定の上場株式等の配当所得等との損益通算が可能である。）。確定申告を行う場合、一定の譲渡損失の翌年以降3年間の繰越も可能である。

(6) 日本の個人受益者の場合、ファンドの償還についても譲渡があったものとみなされ、(5)と同様の取扱いとなる。

(後略)

(B) ガンジー

<訂正前>

ファンド

(中略)

管理会社または受託会社は、概ね、その目的のために設立された投資対象保有会社を通してファンドの資産を保有する。かかる会社は、英領ヴァージン諸島または利用可能な当該二重課税条約を勘案して管理会社または受託会社が適当とみなす他の地域において設立されることがある。

ガーンジーの所得税に関わる管理事務代行会社は、その意見によれば、セレクション・ファンドが1989年ガーンジー所得税（免税機関）令に基づきガーンジーにおける所得税免除の適格性を有していることを確認している。セレクション・ファンドは現在ガーンジーの所得税を免除されており、継続的に免除を得るために申請を予定しており、またかかる免除を維持するためには、各ファンドは、セレクション・ファンドによって支払われる年間報酬コスト（現在年間当たり600スターリング・ポンド）を分担することになる。管理会社は、年次毎に認められるかかる免税上の地位をセレクション・ファンドが維持するようにセレクション・ファンドとファンドの業務を遂行する予定である。

（中略）

#### 受益証券所有者

あるファンドの受益証券に関わるすべての利益分配は、ガーンジーのあらゆる所得税の控除なしで行われる。ただし、かかる受益証券の所有者は、ガーンジーの所得税法上ガーンジー、オールダニーまたはヘルムの居住者とはみなされず、また居住者とみなされる他の者のノミニーとして行為していないことが必要である。課税上の目的でガーンジー、オールダニーまたはヘルムに居住するいかなる受益者も、ファンドが支払う分配金についてファンドによる税金控除の適用を受けないが、管理会社は、かかる受益者に対して支払われた分配金の詳細を、ガーンジーの所得税に関わる管理事務代行会社に提出する。

（後略）

#### <訂正後>

#### ファンド

（中略）

管理会社または受託会社は、概ね、その目的のために設立された投資対象保有会社を通してファンドの資産を保有する。かかる会社は、英領ヴァージン諸島または利用可能な当該二重課税条約を勘案して管理会社または受託会社が適当とみなす他の地域において設立されることがある。

ガーンジーの所得税に関わる責任者は、その意見によれば、セレクション・ファンドが1989年所得税（免税機関）令（改訂済）に基づきガーンジーにおける所得税免除の適格性を有していることを確認している。セレクション・ファンドは現在ガーンジーの所得税を免除されており、継続的に免除を得るために申請を予定しており、またかかる免除を維持するためには、各ファンドは、セレクション・ファンドによって支払われる年間報酬コスト（現在年間当たり600スターリング・ポンド）を分担することになる。管理会社は、年次毎に認められるかかる免税上の地位をセレクション・ファンドが維持するようにセレクション・ファンドとファンドの業務を遂行する予定である。

（中略）

#### 受益証券所有者

あるファンドの受益証券に関わるすべての利益分配は、ガーンジーのあらゆる所得税の控除なしで行われる。ただし、かかる受益証券の所有者は、ガーンジーの所得税法上ガーンジー、オールダニーまたはヘルムの居住者とはみなされず、また居住者とみなされる他の者のノミニーとして行為していないことが必要である。課税上の目的でガーンジー、オールダニーまたはヘルムに居住するいかなる受益者も、ファンドが支払う分配金についてファンドによる税金控除の適用を受けないが、管理会社は、かかる受益者に対して支払われた分配金の詳細を、ガーンジーの所得税に関わる責任者に提出する。

（後略）

[次へ](#)

### 第三部 特別情報

#### 第1 管理会社の概況

##### 1 管理会社の概況

##### ( 3 ) 役員および従業員の状況

< 訂正前 >

( 平成25年 8 月末日現在 )

氏名	役職名	略歴	保有株数
( 中略 )			
ニール・エイトキン ( Neil Aitken )	常勤取締役	HSBC オルタナティブ・インベストメント・リミテッドおよびHSBC オルタナティブ・インベストメント・グループ、ビジネス・マネジメント・ヘッド	0

( 後略 )

< 訂正後 >

( 平成25年 8 月末日現在 )

氏名	役職名	略歴	保有株数
( 中略 )			
ニール・エイトキン ( Neil Aitken )	非常勤取締役	HSBC オルタナティブ・インベストメント・リミテッドおよびHSBC オルタナティブ・インベストメント・グループ、ビジネス・マネジメント・ヘッド	0

( 後略 )

[次へ](#)



### 第3 投資信託制度の概要

<訂正前>

#### 1 ガーンジーにおける投資信託制度の概要

(中略)

7 2008年10月29日までは、クローズド・エンド型ユニット・トラストならびに1987年法に基づく集団投資スキームではない会社およびその他の投資ファンドは、1959年 - 1989年ガーンジー借入規制に関する政令(改訂済)(「COB0政令」)に基づくガーンジー州投資顧問・金融委員会同意を要求されていた。かかる同意には、通常、当該ファンドの業務方法の変更につき金融サービス委員会の事前同意が必要という条件が含まれる。さらに、1987年法が拡張され、付則第一部カテゴリ2の「規制投資」の定義にクローズド・エンド型スキームが追加されてからは、1987年法の規定により、当該会社およびファンドについて制限活動を行う者は免許を得なければならない。2007年ガーンジー投資者保護(改訂)法(「POI改正法」)に関連して、COB0政令は改正され、ユニット・トラスト・スキームおよびリミテッド・パートナーシップ・スキームは、COB0同意を必要としない。

8 2008年10月29日までは、1987年法第8条第1項によれば、集団投資スキームは、金融サービス委員会によって、特定の種類の認可されたスキームである旨宣言されることができると定めていた。POI改正法に関連して、金融サービス委員会はまた、現在、集団投資スキームについて特定の種類の登録されたスキーム(「登録ファンド」)である旨宣言することができる。金融サービス委員会は、クラスA、クラスBおよびクラスQという3種類の異なるスキームを規定している。

クラスAスキームである旨宣言されたスキームは、その投資および借入権能を決定するために、フィーダー・ファンド、ファンド・オブ・ファンズ、マネー・マーケット・ファンドおよび証券スキームとしてさらに区分される。クラスAスキームは、クラスA規則の下で設立されたスキームを英国における個人投資家に販売するのに相応しいものと指定する2002年集団投資スキーム(クラスA)規則(2003年集団投資スキーム(クラスA)(改訂)規則により改訂済)、および新規クラスAスキームの設立またはよりリベラルな投資権能を活用しているが、現在のところ英国で販売する予定はない既存クラスAスキームの転換を認めるためのHM財務省による指定に先立ち、2008年11月24日に導入された2008年認可集団投資スキーム(クラスA)規則により改訂済)(「クラスA規則」)により規制される。クラスBスキームは、1990年集団投資スキーム(クラスB)規則(「クラスB規則」)により、クラスQスキームは、1998年集団投資スキーム(適格専門的投資家向けファンド)(クラスQ)規則(「クラスQ規則」)により規制される。

(中略)

15 金融サービス委員会は、新規のスキームの承認および認可について、三段階の手続を踏む。第一段階は、原則として、様式GFAの記入および提出を伴う承認申請であり、同様式には、特に、スキームの特徴および目的、予定される管理会社および保管受託銀行の名称および住所、ならびにスキームが負担すべき手数料を記載する。設立者がガーンジーにおける実績を有しない場合にその地位に関して金融サービス委員会を満足させなければならないのは、この段階においてである。概括的承認が得られた場合、次の段階は、原則として同意および認可の申請である。これは、様式APBに則ってなされ、最終稿にできるだけ近いスキーム説明書の写しを、申請料2,800スターリング・ポンドと共に添付することになっている。すべての文書が最終稿となり、金融サービス委員会が挙げた疑問点について同委員会の納得のいくように処理された場合、最終認可の申請が、原本証明を付したすべての重要な文書の写しおよび当該スキームに関して発行されるスキーム説明書の最終版の写しおよび関係規則を遵守していることを確認する弁護士の証明書を添付した書簡によってなされる。

(中略)

#### 2 免許業者(業務運営)および資本適性度規則

(中略)

##### C 資本適性度規則

(中略)

- (b) 同規則第2.2.2条に基づき、集合投資スキームの指定管理会社につき、10万スターリング・ポンドまたは金融サービス委員会に提出された直近の年次財務諸表に記載された経費ベース要件に相当する純資産額のうちいずれか高い金額
- (c) 同規則第2.2.1条および第2.2.2条が最低専門職業賠償責任保険範囲の30万スターリング・ポンドまたは総収入の3倍のうちいずれか高い金額を適用する免許業者に関して、その超過分は総保険金額の20%を超えてはならない。

(中略)

### 3 集団投資スキームの運用に関するガーンジー法に基づいて採用された2種類の仕組の概要

ガーンジー籍の認可集団投資スキームは、全て、ユニット・トラストまたはオープン・エンド型投資会社として設立される。

(中略)

#### 2 オープン・エンド型投資会社

会社(いかなる場合も、ガーンジー法において株主とは別個の法人格を有するものとして扱われる。)は、2008年ガーンジー会社法に基づいて組織される。オープン・エンド型投資会社は、1987年法において、以下の特徴を有する集団投資スキームと定義されている。

(中略)

(b) 投資者がスキームの条件に基づいて、

- ( ) 保有する受益証券を、当該法人によりもしくは当該法人が提供する資金をもって、償還もしくは買い戻させる権利を有すること、または
- ( ) 受益証券を、投資取引所において、当該受益証券に関する資産の価額に当たる価格で売却する権利を有すること。

(中略)

2008年7月1日以降

2008年ガーンジー会社法の施行後、株式の買戻しが可能となる前であっても2008年6月30日以前のモデルも依然として運用でき、会社の取締役は、買戻し後に会社が支払能力テストに合格することを保証しなければならない。合格しない場合、取締役会は買戻しを認めない。

オープン・エンド型投資会社に関する2008年ガーンジー会社法の改正は、償還可能株式が償還可能となるためにそれに対して優先的地位を有する別種の株式が存在する必要はないとしている。したがって、今後は上記の管理株式または設立者株式の要件はなくなる。ガーンジー会社が授權株式資本を有していなければならないとの要件もなくなるため、多くのガーンジー会社は無制限の株式資本を有することになる。これは、特にオープン・エンド型投資会社の場合、額面金額のない無制限の株式をもって会社を設立することにより有効となる。会社が株式の償還を希望する場合、額面株式の発行またはその他の措置を講じることなく、純資産価格に基づき償還することができる。

(中略)

### 4 クラスB集団投資スキームすべてに適用ある投資制限および借入制限の概要

(中略)

クラスB規則は、クラスBスキームによって採択された投資方針に関する以下の事項を明確にするスキーム説明書を要求している。

- (a) 投資方針の対象が、元本成長型、収益成長型またはその他所定の方針かどうか。
- (b) 投資が限定されまたは投資を決定する際に指向されやすい経済部門または地理的地域
- (c) スキーム財産に含まれる投資対象の種類による制限
- (d) 投資の上限
- ( ) リスク、評価および換金の困難性による特定種類の資産および証券
- ( ) 単独の発行会社の証券または証券のクラス
- (e) 主要書類が他の集団投資スキームへの投資を規定している場合、その旨および管理者またはその関係者によって運営されるスキームに対してスキーム財産が投資される範囲についての報告

- (f) スキームがヘッジ取引を行うことができるか否か。できる場合、ヘッジのために行われることの多い取引の種類、かかる取引が行われる際の状況およびかかる取引のプレミアムまたはマージンとして支払われるべき額の制限
- (g) スキームに関して行使しうる借入能力  
クラスBスキームであるアンブレラ・ファンドに関し、クラスB規則は、アンブレラ・ファンドの一つのサブ・ファンドの受益証券を、そのアンブレラ・ファンドの他のサブ・ファンドの受益証券に転換する際の手数料(手数料の上限額および手数料なくして許容される転換の最小数を含む)に関する主要書類に記載された取決めをスキーム説明書中に記載することを要求している。  
また、アンブレラ・ファンドに関して、クラスB規則によってそのスキーム説明書に記載することが要求されている情報が別のサブ・ファンドと異なる場合、その情報は各サブ・ファンドについて記載されなければならない。

(中略)

## 5 クラスB集団投資スキームに適用される広告および販売に関する規則の概要

クラスB規則には、広告および販売に関する多くの条項がある。

- (a) 規則6.03は、管理者は、未だ受益者となっていない者に対してクラスBスキームの受益証券の販売を実行してはならないと定めている。ただし、かかる者が直近の年次報告書および会計情報ならびに(それ以後に年次報告書が作成された場合は別として)直近の半期報告書を無料で提供されている場合はこの限りでない。
- (b) 規則10.01は、クラスB規則の付則の条項に沿ったスキーム説明書が、認可されたクラスBスキームについて管理者により(会社型スキームの場合には取締役により)作成されることを要求している。規則10.02によれば、認可されたクラスBスキームの管理者(会社型スキームの場合には会社)は、スキーム説明書が規則10.01に従って英語で作成され、写しが受託者/保管銀行および金融サービス委員会に提出され、管理者(会社型スキームの場合には会社)が規則10.02(b)の要件を満たすのに十分な数と合理的に信じるだけのかかる説明書を含む印刷物が入手できるように手配されていない限り、かかるスキームの受益証券を販売することができない。規則10.02(b)は、管理者(会社型スキームの場合には会社)は、いかなる者に対しても、(かかる者が既に受益者である場合は別として)スキーム説明書を無料で提供するまでは、当該スキームの受益証券の販売を実行してはならないと定めている。スキーム説明書の写しは、通常の営業時間内はいつでも、管理者(会社型スキームの場合には会社)のガンジーにおける主たる営業所において、公衆縦覧に供されなければならない。
- (c) 規則10はまた、スキーム説明書を毎年定期的に更新すべきことおよびその内容に重大な変更が発生した場合はスキーム説明書を即時に改訂することを定めている。さらに、スキームの受益証券を購入もしくは購入することに同意し、目論見書の一部もしくは全部を構成するスキーム説明書に含まれる誤った情報もしくは誤解を招く情報、クラスB規則に従い記載が必要な情報の欠落、またはスキーム説明書の改訂を怠ったことから生じる虚偽、誤導表示もしくは欠落の結果として損失を被った者への補償についての規定を有する。これらの規則に基づく義務には一定の例外が定められている。「目論見書」という用語は、1987年法において、公衆に対する規制投資の応募、購入または交換の申込みに関する詳細な情報を記述した目論見書、通知、ちらしまたはその他の文書であると定義されている。
- (d) 規則4.03は、管理者および受託者/保管銀行に対して、主要な文書および直近に公表されたスキーム説明書の写しを、英語で、そのガンジーにおける主たる営業所において、その通常の営業時間内はいつでも、無料で、公衆縦覧に供することを要求している。管理者がクラスBスキームの受益証券を他の国または地域で販売している場合、当該国または地域において、当該地域において適用される法律により要求される書類または情報を入手可能にしなければならない。管理者および受託者/保管銀行は、いかなる者に対しても、相当な手数料の支払を条件に、スキームの主要書類およびスキーム説明書の謄写を許さなければならない。

## 6 スキームおよび管理会社の状況についてのガンジーにおける継続的開示義務

- (a) ファンド

認可されたクラスBスキームの管理会社は、クラスB規則6.02（1）により、各会計年度の終了後6ヶ月以内に同規則6.02の（2）項および第（3）項に従いそれぞれ作成された年次報告書を公表することを要求される。報告書の写しは収益を受益者へ分配する基準日において（無記名式受益証券の場合は要求に応じて）受益者名簿に登録済の各受益者および金融サービス委員会に対し送付されなければならない。そのほか、管理会社および受託会社/保管受託銀行、同規則6.02第（3）項により、直近に公表されたスキーム説明書に特定された各場所において通常の営業時間内における公衆縦覧のために英語による最新の年次報告書を提供することを要求される。半期報告書および財務書類は、年次報告書および財務書類に関する規則に準じて、各受益者に送付され、閲覧に供されなければならない。

同規則4.06（2）は、投資借入れおよびヘッジ権限の変更を含む提案されている変更またはスキームの受託会社の変更の提案について、金融サービス委員会に対する事前の通知を要求している。金融サービス委員会がその認可を与えない限り、かかる提案の効力は生じない。業務運営規則に基づき、とりわけ、免許業者の名称、商号および住所（本店、主要な営業所、登記上の事務所の住所および送達住所を含む。）の変更、主要な従業員（管理者、免許業者の秘書およびコンプライアンス・オフィサー等（以下「主要従業員」という。））についての変更、主要従業員に関して、（a）氏名の変更、（b）金融業に関連する法律に基づく免許、認可もしくは登録の申込みの拒絶、撤回または停止、（c）規制当局（自主規制機関を含む。）または主要従業員の専門活動または事業活動に関連する専門団体による懲戒措置または処分、および（d）主要従業員から会社の取締役を務めるかまたは会社の運営に関与する資格を剥奪する裁判所による命令については、金融サービス委員会に対する通知が要求されている。

同規則の下では、同規則4.06（2）に記載されるもの以外の変更の提案に関しては、金融サービス委員会の事前の認可を得るべき厳格な要求はないが、金融サービス委員会は、審査を経て異議がない旨の確認をするために、その提案が実行される前に、主要書類またはスキーム説明書の重大な変更の提案の詳細を受領することを期待している。これには受益者の承認を得る必要のない変更も含まれる。

（中略）

## 7 会社型集団投資スキームの（任意および強制）清算

### （a）会社型スキーム

会社型スキームの清算は、2008年（ガンジー）会社法（「会社法」）およびクラスB規則の両方に準拠する。当該会社の定款に定める特別規定に従い、会社型スキームは、会社法に基づき、以下の場合任意に解散され得る。

（中略）

クラスB規則8.05に定める事由のうち、（b）項に記載する事由が発生した場合、会社型スキームは、スキームの参加受益証券の設定および消却の停止を要求され、管理会社は、参加受益証券の販売および買戻しの停止義務を負い、またスキームの認可が取り消された場合、当該会社の取締役は、当該会社の解散決議を審議するため当該事由の発生後1ヶ月以内に当該会社の臨時総会を招集しなければならない。同規則8.05に定めるその他の状況においては、スキームは、その主要書類および適用法に従って解散されなければならない。

（中略）

### （b）ユニット・トラスト型スキーム

ユニット・トラスト型クラスBスキームの清算は、クラスB規則第8部にのみ準拠し、ユニット・トラスト型スキームは下記の通り同規則8.05に定める事由が発生した場合に解散される。

（a）スキームの認可が撤回された場合（本委員会が特例として別途指示する場合を除く）。

（b）スキームが解散される旨の特別決議が受益者によって可決された場合。

（中略）

かかる事由が発生した場合、受託会社は、受益証券の設定および消却の停止を要求され、管理会社は、受益証券の発行および償還の停止を要求され、さらに受託会社は、受託会社がスキーム資産の換金を可及的速に行う旨定める規定8.02に従い、当該認可スキームの解散を開始した支払義務を負う一切の債務を適切に支払いかつ解散費用引当金を留保した後、当該換金受取金を受益者に対しそのスキームに対する持分に依り分配する義務を負う。スキームが再編または合併の一環として解散され

た場合、受託会社は決議または認可された再編もしくは合併の条件に従って、スキームを解散しなければならない。

## 8 ガーンジーにおけるスキーム、管理会社および受益者に対する課税

(中略)

### (3) 受益者

ガーンジーに居住していない受益者は、分配金または配当金についてはガーンジーにおける所得税の納税義務を負わない。課税上の目的でガーンジー、オールダニーまたはヘルムに居住する受益者は、(上記(a)項、(b)項および(c)項に該当する場合)非課税団体が支払う分配金について非課税団体による税金控除の適用を受けないが、かかる非課税団体の管理事務代行会社は、居住者である受益者に対して支払われた分配金の詳細を、ガーンジーの所得税に関わる管理事務代行会社に提出する。受益証券の発行、換金、譲渡または移転に関し、キャピタル・ゲイン税、富裕税、資本移転税、遺産税(検認手数料は除く)または相続税はガーンジーにおいては課せられない。

受益者は、ファンドの受益証券の取得、保有および処分に関して生じる税金およびその他の問題については、各自で専門家の助言を得るべきである。

<訂正後>

## 1 ガーンジーにおける投資信託制度の概要

(中略)

7 2008年10月29日までは、クローズド・エンド型ユニット・トラストならびに1987年法に基づく集団投資スキームではない会社およびその他の投資ファンドは、1959年 - 1989年ガーンジー借入規制に関する政令(改訂済)(「COBO政令」)に基づくガーンジー州投資顧問・金融委員会同意を要求されていた。かかる同意には、通常、当該ファンドの業務方法の変更につき金融サービス委員会の事前同意が必要という条件が含まれていた。さらに、1987年法が拡張され、付則第一部カテゴリー2の「規制投資」の定義にクローズド・エンド型スキームが追加されてからは、1987年法の規定により、当該会社およびファンドについて制限活動を行う者は免許を得なければならない。2007年ガーンジー投資者保護(改訂)法(「POI改正法」)に関連して、COBO政令は改正され、ユニット・トラスト・スキームおよびリミテッド・パートナーシップ・スキームは、COBO同意を必要としていなかった。2013年2月27日、COBO政令は、2013年ガーンジー借入規制(廃止)政令に差し替えられた。

8 2008年10月29日までは、1987年法第8条第1項によれば、集団投資スキームは、金融サービス委員会によって、特定の種類の認可されたスキームである旨宣言されることができると定めていた。POI改正法に関連して、金融サービス委員会はまた、現在、集団投資スキームについて特定の種類の登録されたスキーム(「登録ファンド」)である旨宣言することができる。金融サービス委員会は、クラスA、クラスBおよびクラスQという3種類の異なる認可スキームを規定している。

クラスAスキームである旨宣言されたスキームは、その投資および借入権能を決定するために、フィーダー・ファンド、ファンド・オブ・ファンズ、マネー・マーケット・ファンドおよび証券スキームとしてさらに区分される。クラスAスキームは、クラスA規則の下で設立されたスキームを英国における個人投資家に販売するのに相応しいものと指定する2002年集団投資スキーム(クラスA)規則(2003年集団投資スキーム(クラスA)(改訂)規則により改訂済)、および新規クラスAスキームの設立またはよりリベラルな投資権能を活用しているが、現在のところ英国で販売する予定はない既存クラスAスキームの転換を認めるためのHM財務省による指定に先立ち、2008年11月24日に導入された2008年認可集団投資スキーム(クラスA)規則により改訂済(「クラスA規則」)により規制される。クラスBスキームは、2014年1月2日に発効した2013年認可集団投資スキーム(クラスB)規則(「クラスB規則」)により規制され、1990年集団投資スキーム(クラスB)規則は全面的に効力を失った。クラスQスキームは、1998年集団投資スキーム(適格専門的投資家向けファンド)(クラスQ)規則(「クラスQ規則」)により規制される。

(中略)

15 金融サービス委員会は、新規のスキームの承認および認可について、三段階の手続を踏む。第一段階は、原則として、様式GFAの記入および提出を伴う承認申請であり、同様式には、特に、スキームの特徴および目

的、予定される管理会社および保管受託銀行の名称および住所、ならびにスキームが負担すべき手数料を記載する。設立者がガーンジーにおける実績を有しない場合にその地位に関して金融サービス委員会を満足させなければならないのは、この段階においてである。概括的承認が得られた場合、次の段階は、原則として同意および認可の申請である。これは、クラススキームに応じて、様式APA、APBまたはAPQに則ってなされ、最終稿にできるだけ近いスキーム説明書の写しを、現在のところ3,165スターリング・ポンドである申請料と共に添付することになっている。すべての文書が最終稿となり、金融サービス委員会が挙げた疑問点について同委員会の納得のいくように処理された場合、最終認可の申請が、原本証明を付したすべての重要な文書の写しおよび当該スキームに関して発行されるスキーム説明書の最終版の写しおよび関係規則を遵守していることを確認する弁護士の証明書を添付した書簡によってなされる。

( 中略 )

## 2 免許業者 ( 業務運営 ) および資本適性度規則

( 中略 )

### C 資本適性度規則

( 中略 )

( b ) 同規則第2.2.2条に基づき、集合投資スキームの指定管理会社について、純資産10万スターリング・ポンドまたは金融サービス委員会に提出された直近の年次財務諸表に記載された経費ベース要件 ( 資本適性度規則に定義される。 )に相当する純資産額のうちいずれか高い金額

( c ) 同規則第2.2.1条および第2.2.2条が最低専門職業賠償責任保険範囲の30万スターリング・ポンドまたは総収入 (資本適性度規則に定義される。 ) の3倍のうちいずれか高い金額を適用する免許業者に関して、その超過分は総保険金額の20%を超えてはならない。

( 中略 )

## 3 集団投資スキームの運用に関するガーンジー法に基づいて採用された2種類の仕組の概要

ガーンジー籍の認可集団投資スキームは、全て、ユニット・トラストまたはオープン・エンド型投資会社として設立される。

( 中略 )

### 2 オープン・エンド型投資会社

会社 ( いかなる場合も、ガーンジー法において株主とは別個の法人格を有するものとして扱われる。 ) は、2008年ガーンジー会社法 ( 改訂済 )に基づいて組織される。オープン・エンド型投資会社は、1987年法において、以下の特徴を有する集団投資スキームと定義されている。

( 中略 )

( b ) 投資者がスキームの条件に基づいて、当該受益証券に関する資産の価額に当たる価格で、

( ) 保有する受益証券を、当該スキームによりもしくは当該スキームが提供する資金をもって、償還もしくは買い戻させる権利を有すること、または

( ) 受益証券を、投資取引所において売却する権利を有すること。

( 中略 )

2008年7月1日以降

2008年ガーンジー会社法 (改訂済) の施行後、株式の買戻しが可能となる前であっても2008年6月30日以前のモデルも依然として運用でき、会社の取締役は、買戻し後に会社が支払能力テストに合格することを保証しなければならない。合格しない場合、取締役会は買戻しを認めない。

オープン・エンド型投資会社に関する2008年ガーンジー会社法 (改訂済) の改正は、償還可能株式が償還可能となるためにそれに対して優先的地位を有する別種の株式が存在する必要はないとしている。したがって、今後は上記の管理株式または設立者株式の要件はなくなる。ガーンジー会社が授権株式資本を有していなければならないとの要件もなくなるため、多くのガーンジー会社は無制限の株式資本を有することになる。これは、特にオープン・エンド型投資会社の場合、額面金額のない無制限の株式をもって会社を設立することにより有効となる。会社が株式の償還を希望する場合、額面株式の発行またはその他の措置を講じることなく、純資産価格に基づき償還することができる。

(中略)

#### 4 クラスB集団投資スキームすべてに適用ある投資制限および借入制限の概要

(中略)

クラスB規則は、クラスBスキームによって採択された投資対象および方針に関する以下の事項を明確にするスキーム説明書を要求している。

- (a) 投資対象に関する具体的な詳細事項
- (b) 受益者決議への提案のための要件(もしあれば)を含む、投資対象を変更するための権限の詳細
- (c) 適用されることがある借入れ、レバレッジまたはヘッジの権限
- (d) 適用される投資制限
- (e) リスク分散の方法
- (f) 適用される借入れまたはレバレッジの権限、および
- (g) 受益者決議への提案のための要件を含む、上記(d)、(e)または(f)を変更するための権限の詳細

また、アンブレラ・ファンドに関して、クラスB規則によってそのスキーム説明書に記載することが要求されている情報が別のサブ・ファンドと異なる場合、その情報は各サブ・ファンドについて記載されなければならない。

(中略)

#### 5 クラスB集団投資スキームに適用される広告および販売に関する規則の概要

クラスB規則には、広告および販売に関する多くの条項がある。

- (a) 規則2.14(1)(b)は、管理者は、未だ受益者となっていない者に対してクラスBスキームの受益証券の販売を実行してはならないと定めている。ただし、かかる者が直近の年次報告書および会計情報を無料で提供されている場合、または関連するウェブサイトで当該書類を入手できる場合はこの限りでない。
- (b) 規則2.13(1)は、スキーム説明書が遵守していない規則を設定しているスキームの認可宣言規定に従うことを条件として、スキーム説明書がクラスB規則の付則の条項に従うことを要求している。規則2.14(1)によれば、認可されたクラスBスキームの管理者(会社型スキームの場合には会社)は、スキーム説明書が規則2.13(1)に従って英語で作成され、写しが受託者/保管銀行および金融サービス委員会に提出され、管理者(会社型スキームの場合には会社)が規則2.13の要件を満たすのに十分な数と合理的に信じるだけのかかる説明書を含む印刷物が入手できるように手配されていない限り、かかるスキームの受益証券を販売することができない。規則2.14(1)(b)は、管理者(会社型スキームの場合には会社)は、いかなる者に対しても、(かかる者が既に受益者である場合は別として)スキーム説明書を無料で提供するまでは、当該スキームの受益証券の販売を実行してはならないと定めている。スキーム説明書の写しは、通常の営業時間内はいつでも、管理者(会社型スキームの場合には会社)のガーンジーにおける主たる営業所において、公衆縦覧に供されなければならない。
- (c) 規則2.12はまた、スキーム説明書を毎年定期的に更新すべきことおよびその内容に重大な変更が発生した場合はスキーム説明書を即時に改訂することを定めている。さらに、スキームの受益証券を購入もしくは購入することに同意し、目論見書の一部もしくは全部を構成するスキーム説明書に含まれる誤った情報もしくは誤解を招く情報、クラスB規則に従い記載が必要な情報の欠落、またはスキーム説明書の改訂を怠ったことから生じる虚偽、誤導表示もしくは欠落の結果として損失を被った者への補償についての規定を有する。これらの規則に基づく義務には一定の例外が定められている。「目論見書」という用語は、1987年法において、公衆に対する規制投資の応募、購入または交換の申込みに関する詳細な情報を記述した目論見書、通知、ちらしまたはその他の文書であると定義されている。
- (d) 規則4.03は、2008年ガーンジー会社法(改訂済)の条項に基づき、管理者および受託者/保管銀行に対して、いかなる者に対しても、相当な手数料の支払を条件に、スキームの主要書類およびスキーム説明書の写しを、ファックスまたは電子メールのいずれかの方法で入手可能とすることを要求している。

#### 6 スキームおよび管理会社の状況についてのガーンジーにおける継続的開示義務

## (a) ファンド

認可されたクラスBスキームの管理会社は、クラスB規則6.02(1)により、各会計年度の終了後6ヶ月以内に同規則6.02の(2)項および第(3)項に従い、年次報告書を公表することを要求される。報告書の写しは、発行日に受益者名簿に登録されている各受益者に対し送付されなければならない、または、主要書類により認められる場合には、ウェブサイトで閲覧可能となる。報告書は、発行後、会計年度終了後6か月以内の公表時に、金融サービス委員会に対して送付されなければならない。そのほか、管理会社および受託会社/保管受託銀行、同規則6.02第(3)項により、直近に公表されたスキーム説明書に特定された各場所において通常の営業時間内における公衆縦覧のために英語による最新の年次報告書を提供することを要求される。中間報告書および財務書類は、年次報告書および財務書類に関する規則に準じて、各受益者に送付され、閲覧に供されなければならない。

同規則2.10(1)は、投資借入れおよびヘッジ権限の変更を含む提案されている変更またはスキームの受託会社の変更の提案について、金融サービス委員会に対する事前の通知を要求している。金融サービス委員会がその認可を与えない限り、かかる提案の効力は生じない。業務運営規則に基づき、とりわけ、免許業者の名称、商号および住所(本店、主要な営業所、登記上の事務所の住所および送達住所を含む。)の変更、主要な従業員(管理者、免許業者の秘書およびコンプライアンス・オフィサー等(以下「主要従業員」という。))についての変更、主要従業員に関して、(a)氏名の変更、(b)金融業に関連する法律に基づく免許、認可もしくは登録の申込みの拒絶、撤回または停止、(c)規制当局(自主規制機関を含む。)または主要従業員の専門活動または事業活動に関連する専門団体による懲戒措置または処分、および(d)主要従業員から会社の取締役を務めるかまたは会社の運営に関与する資格を剥奪する裁判所による命令については、金融サービス委員会に対する通知が要求されている。

同規則の下では、同規則2.10(1)に記載されるもの以外の変更の提案に関しては、金融サービス委員会の事前の認可を得るべき厳格な要求はないが、金融サービス委員会は、審査を経て異議がない旨の確認をするために、その提案が実行される前に、主要書類またはスキーム説明書の重大な変更の提案の詳細を受領することを期待している。これには受益者の承認を得る必要のない変更も含まれる。

(中略)

## 7 会社型集団投資スキームの(任意および強制)清算

## (a) 会社型スキーム

会社型スキームの清算は、2008年(ガーンジー)会社法(改訂済)(「会社法」)およびクラスB規則の両方に準拠する。当該会社の定款に定める特別規定に従い、会社型スキームは、会社法に基づき、以下の場合任意に解散され得る。

(中略)

クラスB規則8.06に定める事由のうち、(b)項に記載する解散事由が発生した場合、会社型スキームは、スキームの参加受益証券の設定および消却の停止を要求され、管理会社は、参加受益証券の販売および買戻しの停止義務を負い、またスキームの認可が取り消された場合、当該会社の取締役は、当該会社の解散決議を審議するため当該事由の発生後1ヶ月以内に当該会社の臨時総会を招集しなければならない。同規則8.06に定めるその他の状況においては、スキームは、その主要書類および適用法に従って解散されなければならない。

(中略)

## (b) ユニット・トラスト型スキーム

ユニット・トラスト型クラスBスキームの清算は、クラスB規則第8部にのみ準拠し、ユニット・トラスト型スキームは下記の通り同規則8.06に定める事由が発生した場合に解散される。

(a) スキームの認可が撤回された場合(本委員会が特例として別途指示する場合を除く)。

(b) スキームが解散される旨の決議が受益者によって可決された場合。

(中略)

かかる事由が発生した場合、受託会社は、受益証券の設定および消却の停止を要求され、管理会社は、受益証券の販売および償還の停止を要求され、さらに受託会社は、受託会社がスキーム資産の換金を可及的速に行う旨定める規定8.03に従い、当該認可スキームの解散を開始した支払義務を負



う一切の債務を適切に支払いかつ解散費用引当金を留保した後、当該換金受取金を受益者に対しそのスキームに対する持分に応じ分配する義務を負う。スキームが再編または合併の一環として解散された場合、受託会社は決議または認可された再編もしくは合併の条件に従って、スキームを解散しなければならない。

## 8 ガーンジーにおけるスキーム、管理会社および受益者に対する課税

( 中略 )

### ( 3 ) 受益者

ガーンジーに居住していない受益者は、分配金または配当金についてはガーンジーにおける所得税の納税義務を負わない。課税上の目的でガーンジー、オールダニーまたはヘルムに居住する受益者は、( 上記 ( a ) 項、( b ) 項および ( c ) 項に該当する場合 ) 非課税団体が支払う分配金について非課税団体による税金控除の適用を受けないが、かかる非課税団体の管理事務代行会社は、居住者である受益者に対して支払われた分配金の詳細を、ガーンジーの所得税に関わる責任者に提出する。受益証券の発行、換金、譲渡または移転に関し、キャピタル・ゲイン税、富裕税、資本移転税、遺産税 ( 検認手数料は除く ) または相続税はガーンジーにおいては課せられない。

受益者は、ファンドの受益証券の取得、保有および処分に関して生じる税金およびその他の問題については、各自で専門家の助言を得るべきである。

[次へ](#)

## 別紙A

## ファンド概要

HSBC マルチ・アドバイザー・アービトラージ・ファンド

米ドル・クラス受益証券

以下の文言を削除する。

## 10 投資先ファンド

純資産総額の10%を超えて投資している投資先ファンドは、以下のとおりである(平成25年8月末日現在)。

トゥー・シグマ・スペクトラム・ケイマン・ファンド・リミテッド

(Two Sigma Spectrum Cayman Fund, Ltd.)

運用の基本方針	当該ファンドは、現在、その資産の過半をトゥー・シグマ・スペクトラム・ファンド・リミテッド(以下、本「運用の基本方針」において「マスター・ファンド」という。)の投資証券に投資している。マスター・ファンドは、主としてトゥー・シグマ・インベストメンツ・エルエルシーにより運用される複数の投資事業体への投資を通じてリスク調整された資本の値上り益の達成を目指すマルチ戦略型の投資信託である。マスター・ファンドは、直接および投資事業体を通じて間接的に、主として複数のヘッジおよびレバレッジを伴う体系的投資戦略と、独自のリスク管理および約定に関する技法とを組み合わせることにより、多額の資本基盤で絶対的なドル建てのリターンを達成することを目指す。
主要な投資対象	当該ファンドは、米国および米国以外の株式および株式関連証券、ETF(株式指数またはセクター指数に連動するETFを含むが、これらに限られない。)、債券その他の確定利付証券、ソブリン債、ローン・パーティシペーション、先物、先渡契約、ワラント、オプション(上場および店頭)、レポ契約、逆レポ契約、スワップ(とりわけ、エクイティ・スワップ、コモディティ・スワップ、金利スワップ、通貨スワップ、先物類似スワップおよびクレジット・デフォルト・スワップを含むすべての種類)、直物および先渡外国為替契約、外国為替契約のオプション、コモディティのオプション、先物のオプションおよび先渡契約のオプション、米国および米国以外のマネー・マーケット・ファンドおよびマネー・マーケット商品(財務省証券および政府機関証券、地方債、コマーシャル・ペーパー、定期預金、約束手形およびユーロドル預金を含むが、これらに限られない。)、直物為替先渡取引、ならびに現在存在するまたは今後設定される一切のデリバティブ商品または金融商品を含むがこれらに限られない幅広い証券および金融商品(以下総称して「金融商品等」という。)を取引し、これらに投資することができる。当該ファンドは、証券取引所において、ならびに店頭取引および非公開取引を通じて金融商品等に投資することができ、また、当該ファンドは、かかる金融商品等につきロングおよびショートのポジションを取ることができ
投資運用会社	トゥー・シグマ・インベストメンツ・エルエルシー(Two Sigma Investments, LLC)

[次へ](#)

別紙 C  
定義

< 訂正前 >

別途定義されていない本書中の用語は、文脈上必要な場合、信託証書において当該用語に付された意味を有するものとし、またこれを条件として、以下の用語および語句は下記の通りの意味を有する。

( 中略 )

「クラス B 規則」 1987年法に基づき委員会が発行した1990年集団投資スキーム ( クラス B ) 規則をいう。

( 後略 )

< 訂正後 >

別途定義されていない本書中の用語は、文脈上必要な場合、信託証書において当該用語に付された意味を有するものとし、またこれを条件として、以下の用語および語句は下記の通りの意味を有する。

( 中略 )

「クラス B 規則」 1987年法に基づき委員会が発行した2013年認可集団投資スキーム ( クラス B ) 規則をいう。

( 後略 )